

官報号外 平成十五年五月十五日

○第一百五十六回 衆議院会議録 第三十号

平成十五年五月十五日(木曜日)

議事日程 第二十一号

平成十五年五月十五日

午後一時開議

第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件

第三 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)

第四 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)

第五 自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)

第六 独立行政法人都市再生機構法案(内閣提出)

第七 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第八 (出)

第九 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

平成十五年五月十五日 衆議院会議録第三十号

○本日の会議に付した案件

日程第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長山本有二君。

○山本有二君登壇

○山本有二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○池田元久君登壇

○池田元久君 ただいま議題となりました特定通常兵器使用禁止制限条約の改正につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、刑法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件を議題といたします。

一

その後、平成七年に、失明をもたらすレーザーアーマーに関する議定書を追加する議定書が、次いで、平成八年には、地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用する等、同議定書を改正する議定書が条約の運用検討会議において採択されました。

日程第三 安全保障会議設置法の一部を改正

する法律案（第百五十四回国会、内閣提出）

日程第四 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に

出 関する法律案(第百五十四回国会、内閣提)

まず、各法律案の主な内容について申し上げます。

案及び各修正案は、一川保夫君外一名提出の安全
保障基本法案及び非常事態対処基本法案並びに前
原誠司君外三名提出の緊急事態への対処及びその
未然の防止に関する基本法案と一括して議題と
し、審査を進め、八日には、参考人から意見を聴
取いたしました。

案及び各修正案は、一川保夫君外一名提出の「安全
保障基本法案及び非常事態対処基本法案並びに前
原誠司君外三名提出の緊急事態への対処及びその
未然の防止に関する基本法案」と一括して議題とし、
審査を進め、八日には、参考人から意見を聴
取いたしました。

案及び各修正案は、一川保夫君外一名提出の安全
保障基本法案及び非常事態対処基本法案並びに前
原誠司君外三名提出の緊急事態への対処及びその
未然の防止に関する基本法案と一括して議題と
し、審査を進め、八日には、参考人から意見を聴
取いたしました。

昨十四日、武力攻撃事態における我が国の平和
と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法
案(以下「本件」といふ)を提出する(以下「本件」
と記す)。本件は、(1)本件の目的、(2)本件の範
囲、(3)本件の内容、(4)本件の施行期日等の四部
構成で、(1)は、本件の目的を明確に規定する
もので、(2)は、本件の適用範囲を明確に規定す
るもので、(3)は、本件の内容を明確に規定す
るもので、(4)は、本件の施行期日等を明確に規
定するものである。

この改正は、条約及び条約の附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用するよ

う改正するものです。
本件は、去る五月六日外務委員会に付託され、

翌七日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取
し、十四日質疑を行い、引き続き採決を行いました

た結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第です。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）採決いたします。

りませんか。

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

に決まりました。

○旭山邦夫君　たたいま議題となりました各法律案につきまして、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

五月六日には、民主党・無所属クラブ提出による武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案の趣旨の説明を聴取し、その後、各法律

○議長（総貢民輔君） 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。木島日出夫君。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔木島日出夫君登壇〕

○木島日出夫君 私は、日本共産党を代表し、武力攻撃事態法案外二法案、いわゆる有事関連三法案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

反対の第一の理由は、本法案が、備えあれば憂いなし、日本への武力攻撃から国土、国民を守るためにとの装いを施しながら、その本当の目的がアメリカが行う日本国外での戦争に我が国を本格的に参戦させるためのものになっているからであります。

それは、日本国内有事に至るはるか以前の段階、武力攻撃予測事態から、自衛隊や地方自治体など官民挙げて戦争遂行中の米軍に対して支援するという、武力攻撃事態法案の基本的仕組みから明らかです。

また、本法案立案に至る二つの動機からも、それを見ることがあります。その一つは、日本周辺で行われる米軍の戦争に日本が支援することを約束した一九九七年九月の日米防衛協力指針、新ガイドラインであり、もう一つは、自衛隊の海外での武力行使を禁じ、国民に戦争協力を強制できない、現行周辺事態法の持つ二つの制約の除去を求めた二〇〇〇年十月のいわゆるアーミティージ報告であります。

我が国国外でアメリカの行う戦争に日本が官民挙げて支援するという本法案が、我が国の平和と安全にとってどんなに危険であり、憲法の平和原則をじゅうりんするものであるか、審議を通じて明らかになりました。

三点について指摘します。

その第一は、本法案が、アメリカのブッシュ政権の先制・単独武力行使戦略の発動によって始め

られる無法な戦争によって引き起こされる武力攻撃予測事態においても発動されるということであります。

私の質問に対し、石破防衛庁長官や民主党修正案提出者は、そのことをはつきりと認めました。それがどんなに危険で許されないことか、明らかです。

後方支援なしに先制攻撃戦略の発動など容易にできるものではないことは、さきのイラク戦争に至る経過を見ても明らかですが、武力攻撃事態法案は、アメリカの先制攻撃戦略の発動を誘引する恐るべき法律とも言えるのではないでしようか。

(拍手) その第二は、アメリカの行う戦争への支援が、我が国周辺をさらに超えて地理的に無限定になるおそれを武力攻撃事態法案が持っていることあります。

それは、武力攻撃事態の定義、「我が国に対する外部からの武力攻撃」の「我が国」が、日本国のみ領土、領空、領海という日本国内だけに限定されず、公海上にある我が国の船舶に対する組織的、計画的な武力の行使がなされた場合の我が国船舶も「我が国」に含まれるとの政府の一貫した答弁からも明らかです。

既に、我が国は、テロ特措法に基づきイージス艦、補給艦をインド洋に派遣し、戦争遂行中の米軍支援行動をしています。この自衛艦に対して相手国が組織的・計画的攻撃をかけてくるような事態が生まれれば、武力攻撃事態法が発動可能になります。

武力攻撃事態法案は、自衛隊による海外での武力行使に公然と道を開く違憲立法であることは明らかです。(拍手)

その第三は、武力攻撃予測事態と周辺事態との関係の問題です。

周辺事態の定義、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態」と武力攻撃予測事態の定義、「武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」とがどう違うのか、国会審議を通じても全く明らかになりませんでした。政府が、武力攻撃予測事態と周辺事態との併存があり得る、重なり合うことがあり得ると答弁せざるを得なかつたのも、この二つの概念の持つあいまいさから当然のことでした。

重大問題は、周辺事態と武力攻撃予測事態とは区別がまことに困難なのに、一たん認定されると、その法的効果が全く異なっていることあります。

周辺事態では、米軍支援を国民や地方自治体に強制することはできません。武力攻撃予測事態では、それができるのです。

周辺事態では、自衛隊は、戦闘地域での米軍支援はできないし、戦闘地域になりそうな場合は、米軍支援を中止し、部隊を撤収しなければなりません。武器弾薬の提供はできません。

ところが、武力攻撃事態法には、そうした制約が書かれていないのです。政府は、これから作成する米軍支援法制で具体的支援の内容は決めると言いますが、周辺事態法につけられている制約を米軍支援法制でもつけると絶対に答弁しないのです。

周辺事態法にある制約は、憲法九条は集団的自衛権の行使を認めていないという従来の政府の憲法解釈を基礎にしています。武力攻撃事態法案が、この明文の制約を取り外し、あいまいな政府

答弁のまま審議を閉じ、後に制定される米軍支援法制に白紙委任してしまうなど、到底認められません。(拍手)

反対の第二の理由は、有事関連三法案が、アメリカの行う戦争支援のために、憲法で規定された国民の基本的人権の保障をじゅうりんし、首相に強大な権限を集中し、地方自治体、指定公共機関、民間業者を初め、国民に罰則まで用意して、戦争協力を義務づけるものになっていることです。

法案では、国民、民間業者、地方自治体等に具体的にどのような支援を求めるのか、政府は一切明らかにせず、これから策定される国民保護法制等にすべて任せられているのです。

日本領域が直接に攻撃されていない武力攻撃予測事態において、どんな協力が国民、民間業者、地方自治体等に義務づけられるのか明らかにしないまま法案の成立を急ぐ政府の姿勢自体が、民主主義と基本的人権をないがしろにするものではありません。(拍手)

与党三党と民主党の修正案は、以上述べた有事関連三法案の危険な骨格、本質を何ら変えるものではありません。

だからこそ、今、陸海空の輸送にかかる労働組合や報道機関、市民団体など広範な国民が反対の声を強め、日本弁護士連合会や憲法学者が反対の声明を発表し、地方自治体や指定公共機関からも重大な懸念と不安が出されているのではないかでしょうか。国会と政府は、この国民の声に真摯に耳を傾けるべきであります。

ところが、政府・与党は、一昨日の夜、民主党との修正合意が成立した途端に、公聴会も開催せず、特別委員会の質疑を打ち切り、採決を急いで

としているのです。憲法九条を持ち、恒久平和を根本から国的基本としてきた我が國のありようを根本から転換させることになる有事関連三法案がこのような状況で採決を強行されることは、断じて容認できるものではありません。

日本共産党は、有事関連三法案に断固反対し、その廃案のため引き続き全力を尽くす決意を表明して、反対討論といたします。(拍手)

○議長(綱貫民輔君) 中谷元君。
〔中谷元君登壇〕

○中谷元君 私は、自由民主党、公明党、保守新党を代表して、議題となっております武力攻撃事態対処法案、自衛隊法等の一部改正案及び安保会議設置法の一部改正案並びにこれらに対する与党三党及び民主党提出の修正案について、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

申すまでもなく、我が国に対する外部からの武力攻撃を含め、国家の緊急事態に対処し得るよう必要な備えをしておくことは、独立国として当然の重要な責務であります。とりわけ、武力攻撃に對処するための態勢の整備は、国家が自衛権行使するという意味で、国家の緊急事態への対処の基礎をなすものでありまして、平時においてこそ整備しておくべきものであります。このような観点から、これらの法案は、今日の我が国にとってぜひとも必要なものであります。

武力攻撃事態対処法案は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、対処のための態勢を整備し、あわせて武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和

と独立並びに国及び国民の安全の確保に資する」とを目的とするものであります。

この法案は、武力攻撃事態のみならず、さまざまな緊急事態への対応についても政府として措置していく旨を規定しており、まさに、國家の緊急事態への対処態勢を確立するためのかなめとなる法案であると考えております。

また、自衛隊法等の一部改正案は、防衛出動を命ぜられた自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得るよう、防衛出動時及び防衛出動下命令における所要の行動及び権限に関する規定等を設けるものであります。

武力攻撃事態における自衛隊の活動を円滑に行なうことができるようにするための態勢を平時から整備しておることは、我が国の平和と独立を確保するために不可欠であり、かかる法案は当然必要なものでございます。

安保会議設置法の一部改正案については、事態に際しての安保会議の機動的な運営を図るために、議員の構成を見直すとともに、安保会議のもとに事態対処専門委員会を置くなど、事態への対処に遺漏なきを期する改正案であり、事態対処における政府の対処態勢を強化する上で重要な改正であると考えております。

以上の政府提出の有事関連三法案については、いかなる事態にも対応できる安全な国づくりを進め、我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に万全を期すため、国家の緊急事態への対処の中核となる考え方を示すとともに、武力攻撃事態に全国体として整合のとれた対処を行い得る態勢を整備するものであると考えます。

昨日、これらの政府提出三法案に対するこれまでの審議を踏まえ、与党三党及び民主党は、修正

案を提出いたしました。

修正内容については、武力攻撃事態の定義を二分し、それぞれの事態の定義をわかりやすいものにするとともに、テロ、武装不審船等の新たな脅威に対する政府の施策を具体的に明示し、また、

まことに、国家安全保障法制定本部を設置する旨の規定を盛り込んでおります。

さらに、与党三党と民主党との協議において、基本的人権の保障を含む基本理念の規定の充実、対処措置に関する国会の関与の充実を図っております。

加えて、事態対処法制の速やかな整備や、緊急事態へのより迅速かつ的確な対処に資する組織のあり方についての検討を規定するなどの修正を盛り込むことといたしました。

この修正案は、政府案の基本的な考え方と枠組みを維持しつつ、国民の一層の理解と支持を得ていくとの観点から必要なものであると考えます。

以上のとおり、政府提出の三法案及び与党三党及び民主党提出の修正案に対する賛成の理由を述べました。

国家の緊急事態に対する態勢の整備は、一時たりともおろそかにすることはできません。政府に対し、法案成立後、広く国民の意見を聞き、国民の保護のための法制を初めとする事態対処法制の迅速な整備に向け、より一層力を入れることを要請いたしまして、与党三党を代表いたしましての賛成討論を終わりります。(拍手)

○議長(綱貫民輔君) 今川正美君。

(今川正美君登壇)

○今川正美君 社会民主党の今川正美です。

私は、社会民主党・市民連合を代表いたしました

て、有事関連三法案及び修正案に対し、反対討論を行います。(拍手)

皆さん、きょうのこの日は、沖縄が本土に復帰してからちょうど三十一周年であります。沖縄では、全国から多くの人々が集まって、米軍基地の整理縮小や有事法制廃案を求めて、雨の降る中に推進するため、内閣に国民保護法制整備本部を設置する旨の規定を盛り込んでおります。

さらには、老若男女を問わず、あらゆる沖縄県民が強制的に戦争に動員され、集団自決まで強いられたのでした。古今東西、軍隊の任務は国家体制を守るものであって国民を守るわけではない、冷徹な事実を身をもって示したのでありました。

戦後も、本土の平和と安全という理由で、二十七年もの間、米軍統治下に置かれ、銃剣とブルドーザーで不法に土地を奪われました。本土復帰から三十一年の今もなお、沖縄県民は、米軍基地の重圧にあえぎ、米兵犯罪や米軍訓練の脅威に毎日さらされているのであります。

こうした沖縄県民の戦中戦後の苦労を知る者であれば、戦争に備える有事法制など、推進できるはずもありません。与党が沖縄での地方公聴会を徹底して嫌がったのも当然であります。

政府や与党は、一年前、平時において冷静かつ慎重に審議をしたいと言ったにもかかわらず、現在、イラク戦争や北朝鮮の脅威を口実にして、野党提出の基本法案をろくに審議もせず、公聴会すら開かずに強行採決したのは、全くの信義違反であり、国民無視の暴挙と言わなければなりません。(拍手)

しかも、委員会の場外で民主党との政党間協議を行ったあげく、委員会では合意された修正案の是非も問わないという乱暴きわまるやり方は、議会制民主主義のルールを破り、国会の権威を傷つけるもので、私は心から怒りを込めて抗議したいと思います。（拍手）

さて、政府提出の有事関連三法案については、与党自体が、満足度六割程度と言い、民主党も、当初は、欠陥だらけの法案と批判し、自由党も、破れ傘法案とまでこきおろすほどのひどい法案でありました。

この時代、政府も認めるよう、日本に武力攻撃を加える国など想定できないのに、備えあれば憂いなしという無理な設定をするから、いろいろな矛盾が噴出するのであります。

例えば、事態の定義、国会の関与、国民への情報提供、地方公共団体の責務、指定公共機関の範囲、基本的人権の制限、事態対処法制の整備などをめぐって、政府の答弁は全く支離滅裂であります。今回の与党と民主党との修正でも、法案成立ありきの政治判断が優先しただけであって、肝心な事項は、ごらんのように先送りであります。何よりも、今回の法案で、最優先すべきはずの国民保護法制が先送りされたということは、自衛隊優先の法案であることを象徴しています。しかも、いざというとき、日米で戦うはずなのに、米軍行動の法整備を先送りしましたが、米軍は一切国内法適用を拒否するはずであります。

皆さん、やはり、戦争するための立法だったら、一九六三年当時の三矢研究の方がよほど正直であります。政府や国会を無視した制服組による研究であつたために大きな政治問題となりました。そこには、国家総動員体制に必要なすべてを

網羅しています。つまり、国家有事に際して、国

支持しましたが、全く大きな誤りでした。

日米安保体制は、再定義以来、新たな段階を迎えており、その影響が日本に及ぶという前提で日米共同作戦のあり方を研究していたことは、実に示唆的であります。

ちなみに、三矢研究が、第二次朝鮮戦争を想定して、その影響が日本に及ぶという前提で日米共同作戦のあり方を研究していたことは、実に示唆的であります。

一方、こうした法整備に先行する形で、自衛隊は、陸海空の統合運用、海外展開のための装備のハイテク化と大型化などが進み、米軍との運用の一体化と、専守防衛をはるかに超える、戦える軍隊へと変質しつつあるのであります。

皆さん、半世紀前、アジア諸国をじゅうりんした我が日本がこれほど平和で豊かさを享受できるのは、戦争放棄をうたう憲法とアジア諸国への経済援助のおかげではありませんか。こうしたアジア諸国との間に、過去の歴史認識を共有しながら外交や経済を通して信頼関係を高め、対話と協調による総合的な安全保障機構を築くことこそ、最大の備えではありませんか。今こそ、我が国の平和憲法を生かして平和をつくる努力をすることこそが有益かつ重要だと私は確信いたします。

私たち社会民主党は、歴史に禍根を残さず、子供たちに平和な未来を渡すために、憲法を破壊する世紀の大悪法、有事法制を廃案にすることを強く求め、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（総責任者） 大島敦君

（大島敦君登壇）

○大島敦君 私 民主党大島敦は、民主党・無所属クラブを代表いたしまして、民主党が自由民主党、公明党、保守新党的与党三党と共同提案した

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案に、賛成の立場から討論を行います。

（拍手）

民主党は、結党以来、緊急事態に際する対処に持たせる作業にはなりません。

そして、今、米国は、米太平洋軍のもとで、北朝鮮に対する戦争計画五〇二七を改定作業中とされており、極めて重大であります。

一方、こうした法整備に先行する形で、自衛隊は、陸海空の統合運用、海外展開のための装備のハイテク化と大型化などが進み、米軍との運用の一体化と、専守防衛をはるかに超える、戦える軍隊へと変質しつつあるのであります。

皆さん、半世紀前、アジア諸国をじゅうりんした我が日本がこれほど平和で豊かさを享受できるのは、戦争放棄をうたう憲法とアジア諸国への経済援助のおかげではありませんか。こうしたアジア諸国との間に、過去の歴史認識を共有しながら外交や経済を通して信頼関係を高め、対話と協調による総合的な安全保障機構を築くことこそ、最大の備えではありませんか。今こそ、我が国の平和憲法を生かして平和をつくる努力をすることこそが有益かつ重要だと私は確信いたします。

私たち社会民主党は、歴史に禍根を残さず、子供たちに平和な未来を渡すために、憲法を破壊する世紀の大悪法、有事法制を廃案にすることを強く求め、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（総責任者） 大島敦君

（大島敦君登壇）

○大島敦君 私 民主党大島敦は、民主党・無所属クラブを代表いたしまして、民主党が自由民主党、公明党、保守新党的与党三党と共同提案した

これら緊急事態において、政府が行き過ぎた措置をとることを防ぐため、いかなる事態があつても国民の基本的人権が十分に保障され、緊急事態の対処措置に当たっては、国会等による民主的な統制がしっかりと担保される法体制を整備しておかなければなりません。また、緊急事態において、専門の組織が、日ごろからの準備に基づき、迅速に対応することが必要なのです。

民主党は、政府・与党案で空白となっていた部分に対して、国民の立場に立った主張を国会審議で明確にするとともに、我が国の安全保障の根幹にかかわる極めて重要な法案に対して、与野党が一致して対処すべきであると考え、与党との修正協議に誠実かつ真摯に臨みました。

その結果、基本的人権の尊重、国会の議決による対処措置の終了、国民への情報提供、国民保護法制整備までの一部措置の施行凍結、事態の認定の前提となつた事実の明記など、政府・与党案の不備であった諸点について、民主党の主張を反映させる大幅な修正が行われました。

当初、与党は、武力攻撃事態法案において、基本的人権に関する規定をあえて明記しないとの姿勢でしたが、修正協議を経た幹事長合意によって、同条項につき、「憲法第十四条(法の下の平穡)、第十八条(苦役の禁止)、第十九条(思想及び良心の自由)、第二十一条(表現の自由)その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。」との条文修正を行うとともに、同条項に関し、民主党が修正するよう求めている六項目については、国民保護法制で措置することが合意されました。

また、民主党は、従来より、国民保護法制の整

備がなされるまで武力攻撃事態法の施行を凍結すべきである旨、主張していました。特に国民に対する影響の大きい武力攻撃事態法案の第十四条、十五条、十六条の施行につき、「別に法律で定める日から」との修正を付すことができております。

修正協議を通じ、武力攻撃事態における民主的統制を担保できたことも、極めて重要な成果と明確にしました。対処措置は、武力の行使その他の公権力の行使を含み、国民の権利義務に關係することも多いことから、民主党と

して、このような措置の継続について、国会の関与による民主的統制が図られる必要があるものと考へ、国会の議決を契機として、対処基本方針を廃止させ、これを終了させる条文修正が行われております。

また、危機管理庁を含む組織のあり方の検討について附則に書き込むとともに、国民保護法制の制定期限の短縮並びに指定公共機関について附帯決議を付し、運用に当たつて政府に厳しい対応を求めています。

さらに、緊急事態基本法について四党間で引き続き真摯に検討して速やかに必要な措置をとると、民主党が修正を求めてきた基本的人権の明記について国民保護法制で措置することとの覚書を交わし、総理からも、緊急事態にかかる基本的な法制の必要性について民主党と認識を共有する旨の答弁がなされております。

我が民主党は、政府・与党が緊急事態に関する合意を重く受けとめるだけではなく、これら合意を速やかに実施に移していく責任を負っていることを、ここで重ねて強調します。

民主党は、国民の生命と財産にかかる事項の合意を確實に実施するとともに、我が国の緊急事態に際して我が国が適切かつ効果的に対処することができるよう、今後も、必要な法制、態勢の整備などに全力で取り組んでいくことを確認して、民主党・無所属クラブを代表しての賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(鶴賀民輔君) 楠高剛君。
〔楠高剛君登壇〕

○議長(鶴賀民輔君) 楠高剛君でございます。

私は、自由党を代表して、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、自衛隊法及び防衛廳の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の有

事関連三法案に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

しかし、民主党が欠陥のある政府提出三法案をまともなものにしようと、与党側と粘り強く協議した結果、緊急事態に係る基本法案の作成について早急に検討をすること、国民保護法制の整備を一年以内に実施することを目標とする、国会の議決により事態対処措置を終了させる手続を追加したこと、自由党が有効性に疑問を投げかけてきた安全保障会議や危機管理庁にこだわらず、根本的な仕組みを検討していく方向が示されたことなど、自由党がかねてから主張していた内容が強く反映された修正が行われました。

よって、自由党は、これら法案に賛成するものであります。(拍手)

なお、今後、早急に、我が国の安全保障のため、個別のあれ、集団的あれ、自衛権は極力自己抑制的に行使する、日米安全保障体制を堅持し、その信頼性をさらに高める、国際連合の平和

活動に積極的に参加するの三原則を明示した安全

保障の原則を確立し、これに基づく自衛隊の行動原則を明確にすることと、また、武力攻撃、テロ、自然災害等の非常事態に際し、迅速、安全、確実に国民の生命、財産、基本的人権等を守る原則と制度を早急に確立することを強く求めまして、私の討論を終わります。

○議長(綿貫民輔君) ありがとうございました。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 三案を一括して採決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 三案の委員長の報告はいずれも修正であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 三案を一括して採決いたしました。三案の委員長の報告はいずれも修正であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(綿貫民輔君) 三案を一括して採決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり修正議決いたしました。(拍手)

日程第六 独立行政法人都市再生機構法案

○議長(綿貫民輔君) 日程第六、独立行政法人都市再生機構法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長河合正智君。

独立行政法人都市再生機構法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔河合正智君登壇〕

必要性などについて議論が行われました。

質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は、去る五月七日平沼経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同十三日参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を行いました。昨日質疑を終局し、討論の後、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 日程第七、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第七、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長村田吉隆君。

吉隆君。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三分散会

本案は、最近の電気事業及びガス事業をめぐる

状況を踏まえ、一般電気事業者及び一般ガス事業者の事業の一貫体制を維持しつつ、送配電部門及びガス導管部門の中立性及び透明性を確保するため、所要の措置を講ずるとともに、特殊法人等の改革を推進する観点から、電源開発促進法を廃止し、電源開発株式会社を完全民営化するために必要な財務基盤の強化等を図るために措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月七日平沼経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同十三日参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を行いました。昨日質疑を終局し、討論の後、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

官 報 (号 外)

平成十五年四月四日提出
質問 第四七号
交通安全に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

交通安全に関する質問主意書

一 交通事故発生の危険地点についてお尋ねす

1 最新の情報に基づいて、日本全国を対象として、交通事故多発地点を、危険度の高い順にワースト一〇〇の地点(単交区分、路線名、住所、交差点の場合は交差点名等)をお示し願いたい。

2 ワースト一〇〇の地点の位置関係が明確に分かるように周囲の状況もそれぞれの地点ごとにお示し願いたい。

3 ワースト一〇〇の地点を選定した詳細の基準をお示し願いたい。

4 ワースト一〇〇の地点それぞれの地点での過去一〇年間の死者及び負傷者の数を一年ごとにお示し願いたい。

5 ワースト一〇〇それぞれの地点で交通安全を確保するため、今後、予定されている改善のための実施策をお示し願いたい。実施完了期限が決まっているものに関しては、その期日をお示し願いたい。

二 自転車による交通事故の危険防止についてお尋ねする。

1 歩道を危険走行する自転車の取り締まりに関する、どのような対策を実施されているかお示し願いたい。

2 自転車による交通事故の危険性が高い地点を、危険度の高い順に一〇〇地点をお示し願いたい。その際、位置関係が明確に分かるよ

うに周囲の状況もそれぞれの地点ごとにお示し願いたい。

3 その一〇〇地点で交通安全を確保するため、今後、予定されている改善のための実施策をお示し願いたい。実施完了期限が決まっているものに関しては、その期限もお示し願いたい。

4 道路交通法で自転車走行が認められていない歩道での自転車走行に関して、危険な自転車走行を取り締めた実績は過去五年間、何件あり、それぞれ、どのようなケースかお示し願いたい。また、その法的根拠をお示し願いたい。

5 指定自動車教習所についてお尋ねする。

1 日本国、それぞれの指定自動車教習所を卒業して運転免許を取得した方のうち、一年以内に人身事故を起こした方の占める割合の高い指定自動車教習所を、日本全国で割合の高い順に一〇〇ヶ所、教習所名と卒業者数(免許取得者)、事故人員、事故者率を列举されたい(最新のデータで)。

2 これら一〇〇の教習所に関して、前年よりも事故者率が上がっている教習所があるとすれば(前年のデータが存在する教習所のみ対象で良い)、その教習所名をお示し願いたい。これら教習所に対する措置等が予定されているればお示し願いたい。

三 指定自動車教習所についてお尋ねする。

1 日本国、それぞれの指定自動車教習所を卒業して運転免許を取得した方のうち、一年

以内に人身事故を起こした方の占める割合の高い指定自動車教習所を、日本全国で割合の高い順に一〇〇ヶ所、教習所名と卒業者数(免許取得者)、事故人員、事故者率を列举されたい(最新のデータで)。

2 これら一〇〇の教習所に関して、前年よりも事故者率が上がっている教習所があるとす

れば(前年のデータが存在する教習所のみ対象で良い)、その教習所名をお示し願いたい。

3 指定自動車教習所についてお尋ねする。

1 一の1について

自転車の運転者の交通マナーの向上を図り、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、国の関係行政機関及び地方公共団体は、第七次交通安全基本計画(平成十三年三月十六日中央交通安全対策会議)等に基づき、歩行者に配慮した通行等自転車の安全な乗り方に関する普及啓発活動を推進しているところである。また、警察においては、交通の安全と円滑を確保するため、歩道を通行する自転車の運転者による道路交通法(昭和三十五年法律第五号等)に違反する行為(以下「違反行為」という)についても、悪質で危険性の高いものに重点を置いて指導取締りを実施しているものと承知している。

2 一の2について

過去五年間に警察において道路交通法に違反して歩道を走行した自転車に係る違反行為を検査した件数は、六百四十六件である。

衆議院議員長妻昭君提出交通安全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員長妻昭君提出交通安全に関する質問に対する答弁書

一並びに二の2及び3について

交通事故は、人、道路交通環境、車両等様々な要因によって発生するものであり、交通事故の発生件数のみをもって当該事故の発生した地点の危険度を評価することは適当でないのみならず、これらの要因を総合して危険度を順位付ける基準は存しないなどのことから、日本全国を対象として、交通事故多発地点を危険度の高い順に示すことはできない。

二の1について

自転車の運転者の交通マナーの向上を図り、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、国の関係行政機関及び地方公共団体は、第七次交通安全基本計画(平成十三年三月十六日中央交通安全対策会議)等に基づき、歩行者に配慮した通行等自転車の安全な乗り方に関する普及啓発活動を推進しているところである。また、警察においては、交通の安全と円滑を確保するため、歩道を通行する自転車の運転者による道路交通法(昭和三十五年法律第五号等)に違反する行為(以下「違反行為」という)についても、悪質で危険性の高いものに重点を置いて指導取締りを実施しているものと承知している。

三のとおりである。

また、一並びに二の2及び3について述べたとおり、交通事故は様々な要因によって発生するものであり、初心運転者事故者率のみをもって指定自動車教習所において行われる自動車の運転に関する教習の水準を判断することは適当でないが、都道府県公安委員会においては、教習の適正な水準を確保する観点から、指定自動車教習所における教習の態様に応じ、初心運転者事故者率その他の事項を総合的に勘案して、指定自動車教習所を適切に指導監督しているものと承知している。

挙した件数は、把握していない。

なお、過去五年間に警察において自転車を含む軽両の運転者による違反行為を検挙した件数は、六百四十六件である。

三について

指定自動車教習所において発行された卒業証明書に係る運転免許を受けた者(以下「免許取得者」という。)のうちに当該運転免許を受けた後一年以内に人の死傷に係る交通事故を起こした者(以下「初心運転者事故者」という。)の占める割合(以下「初心運転者事故者率」という。)に関する基準は存しないなどのことから、日本全国を対象として、交通事故多発地点を危険度の高い順に示すことはできない。

別表第一 普通自動車免許関係

名 称	免許取得者の数 (人)	初心運転者事故者の数 (人)	初心運転者事故率 (パーセント)	前年との比較
自衛隊自動車訓練所	21	1	4.76	○
福陽自動車教習所	589	28	4.75	○
常交自動車学校	637	30	4.71	○
西吾妻自動車教習所	85	4	4.71	○
間々田自動車教習所	675	29	4.30	○
那珂安全自動車学校	585	25	4.27	○
富山中部自動車学校	494	21	4.25	○
豊岡自動車教習所	879	36	4.10	○
真岡自動車教習所	807	33	4.09	○
武雄自動車学校	688	28	4.07	○
六戸自動車学校	320	13	4.06	
茂木自動車学校	249	10	4.02	○
吳羽自動車学校	624	25	4.01	○
矢田部自動車教習所	530	21	3.96	○
佐用自動車学院	278	11	3.96	○
上筑波自動車学校	533	21	3.94	○
御殿場自動車学校	713	28	3.93	○
熊谷自動車教習所	953	37	3.88	
大町自動車学校	670	26	3.88	○
三豊自動車学校	495	19	3.84	
霧島マキゾノ自動車学校	313	12	3.83	○
沼津松長自動車学校	653	25	3.83	
武生自動車学校	655	25	3.82	○
鬼岩自動車学校	131	5	3.82	○
南渡川自動車教習所	921	35	3.80	○
茨城県霞ヶ浦自動車学校	477	18	3.77	○
静岡県中央自動車学校	778	29	3.73	○
新西海自動車学校	644	24	3.73	○
新土佐自動車学校	242	9	3.72	○
テクノ自動車学校	619	23	3.72	○
静岡県自動車学校松崎校	487	18	3.70	○
金津自動車学院	569	21	3.69	○
かごはら自動車学校	1,444	53	3.67	○
雲仙自動車学校	601	22	3.66	
歌志内自動車学校	219	8	3.65	○
桂自動車教習所	1,840	67	3.64	○
兵庫県自動車学校姫路校	275	10	3.64	○
太陽自動車学校	663	24	3.62	○
荒尾自動車学校	525	19	3.62	○
かぶら自動車教習所	779	28	3.59	○
南日本自動車学校	804	31	3.59	○
東洋自動車教習所	531	19	3.58	○
友部自動車学校	3,875	138	3.56	
こまつ自動車学校	1,264	45	3.56	
龍野自動車学院	510	18	3.53	○
茨城県自動車学校日立校	709	25	3.53	○
鴻城自動車学園	511	18	3.52	○
山梨中央自動車教習所	745	26	3.49	○
芦田川自動車学校	774	27	3.49	○
赤平自動車学校	201	7	3.48	○
鳥栖自動車学校	808	28	3.47	○
中部自動車学校	492	17	3.46	
東武宇都宮自動車教習所	319	11	3.45	○
浜松自動車学校	1,306	45	3.45	○

関西自動車教習所	494	17	3.44	○
茨城県自動車学校	1,222	42	3.44	○
イルモータースクール	233	8	3.43	○
昭和自動車教習所	408	14	3.43	○
出水自動車教習所	204	7	3.43	○
能代モータースクール	204	7	3.43	○
鹿島自動車学校	792	27	3.41	
カーアカデミー那須高原	998	34	3.41	
大洋第二自動車学校	529	18	3.40	○
塙山自動車教習所	647	22	3.40	○
上武自動車教習所	912	31	3.40	○
金山自動車教習所	1,033	35	3.39	○
大子自動車学校	974	33	3.39	○
多久自動車学校	798	27	3.38	
小矢部自動車学校	385	13	3.38	
日光自動車学校	446	15	3.36	○
茨城県羽鳥自動車学校	744	25	3.36	○
信濃東部自動車学校	328	11	3.35	○
大原自動車教習所	537	18	3.35	○
宮之城自動車学校	209	7	3.35	○
下北自動車学校	448	15	3.35	○
前橋自動車教習所	1,852	62	3.35	
琴平ドライビングスクール	509	17	3.34	○
焼津自動車学校	480	16	3.33	○
相模湖自動車教習所	300	10	3.33	
茨城県石岡自動車学校	876	29	3.31	○
行田自動車教習所	1,666	55	3.30	○
利府自動車学校	610	20	3.28	○
寒川自動車学校	673	22	3.27	
藤岡モータースクール	459	15	3.27	○
吉原自動車学校	797	26	3.26	○
大垣南自動車学校	369	12	3.25	
高新区自動車学校	743	24	3.23	○
保原自動車学校	744	24	3.23	○
新居浜自動車教習所	563	18	3.20	○
鷺友自動車学校	970	31	3.20	○
八日市場自動車教習所	501	16	3.19	○
熊本バス自動車学校	564	18	3.19	
山梨自動車学校	627	20	3.19	○
仙北自動車学校	502	16	3.19	○
砺波自動車学校	566	18	3.18	
足利自動車教習所	3,019	96	3.18	
西都自動車学校	599	19	3.17	○
大宮自動車教習所	1,735	55	3.17	
茨城県取手自動車教習所	537	17	3.17	○
昭和自動車学校	664	21	3.16	

注1:「免許取得者の数」欄及び「初心運転者事故者の数」欄の数は、過去において当該運転免許と同一の種類の運転免許の取消しを受け、又は当該運転免許を受けた日を起算日とする過去3年内に当該運転免許と同一の種類の運転免許が失効した者を除いた数である。

注2:「前年との比較」欄の○印は、「平成13年中の免許取得者に係る初心運転者事故者率」が「平成12年中の免許取得者に係る初心運転者事故者率」を上回っていることを表すものである。

別表第二 大型自動二輪車免許関係

名 称	免許取得者の数 (人)	初心運転者事故者の数 (人)	初心運転者事故率 (パーセント)	前年との比較
宇和自動車教習所	13	1	7.69	○
松岬自動車学校	40	3	7.50	○
宇和島自動車学校	30	2	6.67	○
新井自動車学校	35	2	5.71	○
平鹿自動車学校	19	1	5.26	○
瀬戸自動車学校	216	11	5.09	○
壬生川自動車教習所	40	2	5.00	○
原町自動車教習所	65	3	4.62	○
山科自動車教習所	112	5	4.46	○
郡山自動車学校	68	3	4.41	○
小名浜自動車学校	69	3	4.35	○
アイルモータースクール	23	1	4.35	○
早鞆自動車学校	47	2	4.26	○
大分県自動車学校	71	3	4.23	○
加茂自動車学校	72	3	4.17	○
吾妻自動車学校	48	2	4.17	○
諫早自動車学校	97	4	4.12	○
玉里自動車学校	98	4	4.08	○
山形中央自動車学校	75	3	4.00	○
三重県南部自動車学校	103	4	3.88	○
日本ライン自動車学校	78	3	3.85	○
アルピコ自動車学校中央	79	3	3.80	○
北見自動車学校	79	3	3.80	○
十和田自動車学校	27	1	3.70	
上越自動車学校高田教習所	109	4	3.67	○
長井自動車学校	28	1	3.57	○
播磨自動車教習所	141	5	3.55	○
東九州自動車学校	85	3	3.53	○
ダイイチ自動車学校	87	3	3.45	○
岩出自動車学院	58	2	3.45	○
静岡県自動車学校沼津校	117	4	3.42	○
やちよ中央自動車学校	237	8	3.38	○
東洋モータースクール	119	4	3.36	○
モートピアライディングスクール富士	360	12	3.33	○
三郷自動車教習所	180	6	3.33	○
県南自動車学校	30	1	3.33	
鳥海自動車学園	30	1	3.33	○
上池自動車学校	92	3	3.26	○
南横浜自動車学校	309	10	3.24	○
湯村自動車学校	496	16	3.23	○
旭自動車学校	93	3	3.23	
栃木自動車教習所	63	2	3.17	○
かんこう自動車学校	96	3	3.13	○
鹿児島自動車学校	64	2	3.13	○
農機連自動車学校	32	1	3.13	○
天童自動車学校	32	1	3.13	○
クラボウドライビングスクール	97	3	3.09	○
香川県中央自動車学校	98	3	3.06	○
北陸自動車学校	33	1	3.03	○
イナバ自動車学校	101	3	2.97	○
兵庫県山陽自動車教習所	170	5	2.94	○
南仙台自動車学校	275	8	2.91	○
竜ヶ崎自動車教習所	277	8	2.89	○
武庫川自動車学院	174	5	2.87	○

平成十五年五月十五日

衆議院会議録第三十号 議長の報告

栃木県自動車学校	70	2	2.86	○
出雲自動車学校	35	1	2.86	
安芸自動車学校	35	1	2.86	
岩手中央自動車学校	35	1	2.86	○
交安ドライビングスクール	35	1	2.86	
埼北自動車学校	211	6	2.84	○
船橋中央自動車学校	282	8	2.84	○
那須自動車学校	353	10	2.83	○
日立自動車教習所	212	6	2.83	○
ロイヤルドライビングスクール	106	3	2.83	○
茨木ドライビングスクール	360	10	2.78	○
金山自動車教習所	144	4	2.78	○
神崎自動車教習所	36	1	2.78	○
久里浜中央自動車学校	146	4	2.74	○
法隆寺自動車教習所	370	10	2.70	
安佐自動車教習所	185	5	2.70	○
秋田南自動車学校	37	1	2.70	
高岡自動車学校	112	3	2.68	○
レインボーライディングスクール浜松	564	15	2.66	○
富久山自動車教習所	76	2	2.63	○
高知ニュードライバー学院	76	2	2.63	○
水沢自動車学校	38	1	2.63	○
県南自動車学校	38	1	2.63	
古河第一自動車学校	307	8	2.61	○
サンモータースクール	118	3	2.54	○
名古屋自動車学校港校	119	3	2.52	○
茨城県南自動車学校	280	7	2.50	○
京急茅ヶ崎自動車学校	200	5	2.50	○
大平自動車学校	81	2	2.47	○
三田洞自動車学校	81	2	2.47	○
調布自動車学校	287	7	2.44	○
湘南センチュリーモータースクール	287	7	2.44	○
備前自動車岡山教習所	164	4	2.44	○
鰐江自動車学校	41	1	2.44	
名鉄自動車学校	125	3	2.40	
ニュードライバー教習所	752	18	2.39	○
浦上自動車学校	126	3	2.38	○
フェニックスモータースクール	84	2	2.38	○
平中央自動車学校	42	1	2.38	○
近畿自動車教習所	295	7	2.37	○
セイコームータースクール	423	10	2.36	○
南佐賀自動車学校	127	3	2.36	○
交通安全協会立高知県自動車学校	85	2	2.35	
聖徳自動車学園	128	3	2.34	○
大分東自動車学校	129	3	2.33	○
山口県下松自動車学校	43	1	2.33	○

注1:「免許取得者の数」欄及び「初心運転者事故者の数」欄の数は、過去において当該運転免許と同一の種類の運転免許の取消しを受け、又は当該運転免許を受けた日を起算日とする過去3年以内に当該運転免許と同一の種類の運転免許が失効した者を除いた数である。

注2:「前年との比較」欄の○印は、「平成13年中の免許取得者に係る初心運転者事故者率」が「平成12年中の免許取得者に係る初心運転者事故者率」を上回っていることを表すものである。

別表第三 普通自動二輪車免許関係

名 称	免許取得者の数 (人)	初心運転者事故者の数 (人)	初心運転者事故率 (パーセント)	前年との比較
木古内自動車学校	16	2	12.50	○
紋別自動車学校	28	3	10.71	○
大口自動車学校	24	2	8.33	○
十和田自動車学校	27	2	7.41	○
広島県府中自動車学校	68	5	7.35	○
加世田自動車学校	56	4	7.14	○
浪岡モータースクール	28	2	7.14	○
糸魚川自動車学校	72	5	6.94	○
五所川原モータースクール	29	2	6.90	○
海上中央自動車教習所	60	4	6.67	○
鰐ヶ沢自動車学校	15	1	6.67	○
桧山自動車学校	31	2	6.45	○
富岡自動車学校	47	3	6.38	○
上野原自動車教習所	47	3	6.38	○
佐野中央自動車教習所	64	4	6.25	○
鴨島自動車学校	16	1	6.25	○
横手モータースクール	16	1	6.25	○
新西海自動車学校	82	5	6.10	○
今帰仁自動車学校	67	4	5.97	○
弘前自動車学校	17	1	5.88	○
新居浜自動車教習所	103	6	5.83	○
間々田自動車教習所	52	3	5.77	○
マツダドライビングスクール青森	87	5	5.75	○
宿毛自動車学校	35	2	5.71	○
黒磯南自動車教習所	53	3	5.66	○
伊東自動車学校	72	4	5.56	○
和歌山県御坊自動車学校	91	5	5.49	○
鳥取県倉吉自動車学校	110	6	5.45	○
トスコ三原自動車学校	55	3	5.45	○
南部自動車教習所	55	3	5.45	○
高文菜波自動車学校	55	3	5.45	○
宮崎高等工科学校	92	5	5.43	○
上浮穴自動車教習所	111	6	5.41	○
小樽中央自動車学校	75	4	5.33	○
大町自動車教習所	57	3	5.26	○
喜多方自動車教習所	19	1	5.26	○
紀北自動車学校	19	1	5.26	○
滑川自動車学校	96	5	5.21	○
中部自動車学校	77	4	5.19	○
菊池自動車学校	193	10	5.18	○
石井自動車学校	58	3	5.17	○
取手ドライバーズスクール	118	6	5.08	○
串木野自動車教習所	59	3	5.08	○
北茨城自動車学校	79	4	5.06	
上筑波自動車学校	60	3	5.00	○
黒磯中央自動車学校	60	3	5.00	○
水沢自動車学校	40	2	5.00	○
鶴岡自動車学園	61	3	4.92	○
土山自動車学院	204	10	4.90	○
交安ドライビングスクール	62	3	4.84	○
報徳自動車学校	105	5	4.76	○
栗山自動車学校	21	1	4.76	○
歌志内自動車学校	21	1	4.76	○
南宇和自動車教習所	21	1	4.76	○

平成十五年五月十五日

衆議院会議録第三十号 議長の報告

新開自動車教習所	85	4	4.71	○
加賀自動車学校	64	3	4.69	○
信濃東部自動車学校	65	3	4.62	○
福崎自動車学校	89	4	4.49	○
茨城県石岡自動車学校	89	4	4.49	○
倉敷自動車教習所	335	15	4.48	○
沼津松長自動車学校	134	6	4.48	○
北陸自動車学校	90	4	4.44	○
大垣自動車学校	45	2	4.44	○
鮮田自動車学校	68	3	4.41	
富士宮自動車学校	114	5	4.39	○
黄瀬川自動車教習所	183	8	4.37	○
松阪自動車学校	138	6	4.35	○
砺波自動車学校	92	4	4.35	○
莊内太陽自動車学校	46	2	4.35	
第一自動車教習所	23	1	4.35	○
能代モータースクール	23	1	4.35	○
五島自動車学校	93	4	4.30	○
シブシ昭和自動車学校	70	3	4.29	○
松和自動車学校	94	4	4.26	○
六日町自動車学校	47	2	4.26	○
平鹿自動車学校	47	2	4.26	○
東部自動車学校	215	9	4.19	○
埼玉自動車学校	96	4	4.17	○
県北自動車学校	24	1	4.17	○
平田自動車教習所	73	3	4.11	○
モートピアライディングスクール富士	318	13	4.09	○
上武自動車教習所	147	6	4.08	○
富山中部自動車学校	98	4	4.08	○
北日本自動車学校	49	2	4.08	○
天童自動車学校	49	2	4.08	○
福井自動車学校	148	6	4.05	○
小山中央自動車学校	75	3	4.00	
指宿中央自動車学校	50	2	4.00	
大月自動車学校	50	2	4.00	○
恵庭自動車学校	25	1	4.00	○
安八自動車学校	25	1	4.00	○
ドライビングスクールエクシール城東	353	14	3.97	○
吉原自動車学校	76	3	3.95	○
北島自動車学校	76	3	3.95	○
大洋第二自動車学校	76	3	3.95	○
八戸ライセンススクール	76	3	3.95	○
東洋自動車教習所	51	2	3.92	○
水原自動車学校	128	5	3.91	○
ウキコドライバーズスクール甘木	154	6	3.90	○
勝山自動車学校	77	3	3.90	○

注1:「免許取得者の数」欄及び「初心運転者事故者の数」欄の数は、過去において当該運転免許と同一の種類の運転免許の取消しを受け、又は当該運転免許を受けた日を起算日とする過去3年以内に当該運転免許と同一の種類の運転免許が失効した者を除いた数である。

注2:「前年との比較」欄の○印は、「平成13年中の免許取得者に係る初心運転者事故者率」が「平成12年中の免許取得者に係る初心運転者事故者率」を上回っていることを表すものである。

平成十五年五月六日提出
質問 第六五号

内閣提出の個人情報保護法案における報道の定義に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

内閣提出の個人情報保護法案における報道の定義に関する質問主意書

内閣提出の個人情報保護法案五十条には、本法案に規定されている「報道」の定義が以下のように示されている。

「報道」とは、不特定かつ多数の者に対し客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む)をいう。

一 三省堂の新明解国語辞典第五版によると「事実」とは「實際に有つた事柄で、だれも否定することが出来ないもの」とある。

「客観的」とは「見方が公正であつたり、考え方が論理的であつたりして、多くの人に理解・納得される様子」とある。

1 報道の定義の中にある「客観的事実を事実として知らせること」にある、「事実」という言葉と、「客観的」という言葉の意味は、基本的に前記国語辞典で説明されているものと同一と考えて宜しいか。

2 国語辞典と異なる場合、「事実」「客観的」についての内閣が作った独自の意味を本法案に明記する必要は無いのか。

3 法案に明記しないとすれば、国民は、「事実」を日本語の本来の意味と誤解し

かねない。どのような手段で独自の意味を伝えるのか。

二 本法案の報道の定義にある「客観的事実」とは何か。分かり易く詳しくお示し願いたい。

三 本法案の報道の定義にある「事実」(「客観的事実」の後にある)とは何か。分かり易く詳しくお示し願いたい。

四 本法案の報道の定義にある「客観的事実」と「事実」とは異なる概念か。意味の違いがあれば、明確にお示し願いたい。

五 本法案の報道の定義は分かり難い。分かりやすく詳しく述べる。報道の定義を説明願いたい。

右質問する。

内閣質 一五六第六五号
平成十五年五月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出内閣提出の個人情報保護法案における報道の定義に関する質問に対する答弁書

(別紙)

一 から五までについて
広辞苑では、「報道」とは、「社会の出来事などを広く告げ知らせる」というものとされており、報道についての社会の一般的な認識もこれと同様のものであると考えられ、個人情報の保護に関する法律案(以下「法案」という)第

五十条第二項における報道の定義も、このよう

な社会の一般的な認識を表現したものである。なお、一般的に、現実の報道には、報道される

事実に基づく意見又は見解の表明が随伴していると考へられるところから、同項においては、「(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)」という文言を附加している。

同項の報道の定義は、このような社会の一般的な認識と異なるものではない。同項中の「客観的事実」とは、社会の出来事などを意味し、このような意味を表現するために「客観的事実」という語を用いることは、適切なものと考えている。

また、同項の規定における「客観的事実を事実として」という場合の「事実」とは、本当にあつた事柄という意味である。

一、去る十三日、内閣から、衆議院議員川田悦子君提出防衛庁等による発注等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年六月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二、第一百九十九条殺人)の罪及びその未遂罪(致死傷)の罪

三、第二百四条(傷害)及び第二百五条(傷害致死)の罪

四、第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二百二十二条(逮捕等致死傷)の罪

五、第一百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、當利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪

六、第二百三十六条(強盗)及び第二百三十八条から第二百四十四条まで(事後強盗、昏醉強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)の罪

刑法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年二月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

刑法の一部を改正する法律

刑法(明治四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一 第百七十六条から第百七十九条まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪及び第百八十二条(強制わいせつ等致死傷)の罪)

二 第百九十九条殺人)の罪及びその未遂罪(致死傷)の罪

三、第二百四条(傷害)及び第二百五条(傷害致死)の罪

四、第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二百二十二条(逮捕等致死傷)の罪

五、第一百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、當利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪

六、第二百三十六条(強盗)及び第二百三十八条から第二百四十四条まで(事後強盗、昏醉強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)の罪

2 この条約及びこの条約の附属議定書は、1に規定する事態に加え、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条と共に通して規定する事態についても適用する。この条約及びこの条約の附属議定書は、暴動、独立の又は散發的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

3 締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、この条約及びこの条約の附属議定書に規定する禁止及び制限を適用しなければならない。

4 この条約又はこの条約の附属議定書のいかなる規定も、国の主権又は、あらゆる正当な手段によって、国の法律及び秩序を維持し若しくは回復し若しくは国の統一を維持し及び領土を保全するための政府の責任に影響を及ぼすことを目的として援用してはならない。

5 この条約又はこの条約の附属議定書のいかなる規定も、武力紛争が生じている締約国の領域内における当該武力紛争又は武力紛争が生じている締約国の国内問題若しくは対外的な問題に直接又は間接に介入することを、その介入の理由のいかんを問わず、正当化するためには援用してはならない。

6 この条約及びこの条約の附属議定書を受諾した締約国でない紛争当事者に対するこの条約及びこの条約の附属議定書の規定の適用は、当該紛争当事者の法的地位又は紛争中の領域の法的

いて適用する。

2 この条約及びこの条約の附属議定書は、1に規定する事態に加え、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条と共に通して規定する事態についても適用する。この条約及びこの条約の附属議定書は、暴動、独立の又は散發的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

3 締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、この条約及びこの条約の附属議定書に規定する禁止及び制限を適用しなければならない。

4 この条約又はこの条約の附属議定書のいかなる規定も、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

5 この条約及びこの条約の附属議定書は、暴動、独立の又は散發的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

6 この条約及びこの条約の附属議定書は、暴動、独立の又は散發的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

7 2から6までの規定は、二千一年一月一日以後に採択される追加の議定書に影響を及ぼすものではなく、当該追加の議定書は、この条との関係において、これらの規定の適用範囲を適用し、除外し又は変更することができる。

地位を明示的又は默示的に変更するものではない。

7 2から6までの規定は、二千一年一月一日以後に採択される追加の議定書に影響を及ぼすものではなく、当該追加の議定書は、この条との関係において、これらの規定の適用範囲を適用し、除外し又は変更することができる。

るものについても、国際的性質を有しない武力紛争においてその使用を禁止又は制限する必要性が認識されたことから、平成十三年十一月にジュネーブで開催された条約の運用検討会議において、本改正が採抲された。

本改正は、条約及び条約の附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用するよう改訂するものである。

なお、本改正は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

本改正を受諾することは、通常兵器についての軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

このうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。(以下同じ。)への対処に関する重要な事項

関する重要な事項としてその対処措置につき諮詢べき事態以外の緊急事態であつて、我が國の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの

のうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。

以下同じ。)への対処に関する重要な事項

「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第三条中「第五条各号」を「第五条第一項各号」に改め、「議員」の下に「(同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。)」を加える。

第五条中第七号を削り、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 条例第一項を削り、同条第三項中「前二項」を

「第一条第一項を削り、同条第三項中「前二項」を

安全保全会議設置法の一部を改正する法律案

安全保全会議設置法(昭和六十一年法律第七十号)の一部を次のように改訂する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針

第二条第一項第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態への対処に関する重要な事項

第五条に次の二項を加える。

2 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、同項に掲げる國務大臣以外の

國務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 議長は、前二項の規定にかかわらず、第一条第一項第四号から第七号までに掲げる事項(同項第六号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。第八条第一項において同じ)に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合は、第一項第一号、第三号及び第六号から第九号までに掲げる議員によつて事案について審議を行うことができる。ただし、その他の第一項又は第二項に規定する議員を審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、これらの議員を、臨時に当該審議に参加させることを妨げない。

第七条の見出しを「関係者の出席」に改め、同条中「、関係の國務大臣」を削る。

第十二条を第十二条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の二条を加える。
 (事態対処専門委員会)

第八条 会議に、事態対処専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、第二条第一項第四号から第七号までに掲げる事項の審議及びこれらの事項に係る同条第一項の意見具申を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行つて、その結果に基づき、会議に進言する。

3 委員会は、委員長及び委員をもつて組織す

る。

4 委員長は、内閣官房長官をもつて充てる。

5 委員は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

議員として、臨時に会議に参加させることができるものとすること。

3 同会議に内閣官房長官を委員長とする事態対処専門委員会を置き、会議の行う事態対処に関する重要な事項の審議及びこれに係る意見

を見直し、常置の議員以外の國務大臣を議員として臨時に会議に参加させることができるようす

とするほか、会議の審議及び意見具申に資するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、そ

の結果に基づき、会議に進言する事態対処専門委員会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

重要事項を加えること。

2 総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣を議員に加え、経済財政政策担当大臣を議員から除くとともに、必要があると認めるときは、議員以外の國務大臣を、議案を限つて、

平成十五年五月十四日
武力攻撃事態への対処
に関する特別委員長 鳩山 邦夫
衆議院議長 綿貫 民輔殿
(別紙)

(小字及び一は修正)

安全保障会議設置法の一部を改正する法律
第一条第一項第四号を次のように改める。

四 武力攻撃事態○等の対処に関する基本的な
事態をいう。以下同じ。)

方針

第一条第一項中第五号を第六号とし、第四号の

次に次の二号を加える。

五 内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

七 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

八 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

九 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

十 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

十一 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

十二 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

十三 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

十四 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

十五 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

十六 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

十七 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

十八 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

十九 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

二十 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

二十一 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

二十二 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

二十三 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

二十四 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

二十五 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

二十六 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

二十七 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

二十八 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

二十九 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

三十 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

三十一 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

三十二 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

三十三 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

三十四 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

三十五 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

三十六 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

三十七 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

三十八 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

三十九 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

四十 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

四十一 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

四十二 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

四十三 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

四十四 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

四十五 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

四十六 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

四十七 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

四十八 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

四十九 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

五十 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

五十一 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

五十二 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

五十三 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

五十四 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

五十五 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

五十六 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

五十七 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

五十八 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

五十九 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

六十 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

六十一 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

六十二 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

六十三 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

六十四 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

六十五 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

六十六 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

六十七 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

六十八 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

六十九 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

七十 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

七十一 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

七十二 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

七十三 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

七十四 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

七十五 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

七十六 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

七十七 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

七十八 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

七十九 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

八十 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

八十一 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

八十二 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

八十三 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

八十四 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

八十五 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

八十六 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

八十七 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

八十八 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

八十九 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

九十 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

九十一 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

九十二 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

九十三 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

九十四 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

九十五 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

九十六 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

九十七 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

九十八 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

第一条第一項に次の一号を加える。

九十九 武力攻撃事態○等の対処に関する重要な事項

官報(号外)

<p>第五条中第七号を削り、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。</p> <p>五 経済産業大臣 六 国土交通大臣</p> <p>二 総務大臣</p> <p>第五条中第一号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。</p> <p>二 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のか、同項に掲げる國務大臣以外の國務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。</p> <p>三 議長は、前二項の規定にかかわらず、第二条に会議に参加させることができる。</p> <p>三 議長は、前二項の規定にかかわらず、第二条に会議に参加させ POSSIBILITY</p> <p>第一項第四号から第七号までに掲げる事項(同項第六号に掲げる事項について、その対処措置につき詰るべき事態に係るものに限る。第八条第二項において同じ。)に関して、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合は、第一項第一号、第二号及び第六号から第九号までに掲げる議員によつて事案について審議を行うことができる。ただし、その他の第一項又は第二項に規定する議員を審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、これらの議員を、臨時に当該審議に参加させることを妨げない。</p> <p>第七条の見出しへ「(関係者の出席)」に改め、同条中「、関係の國務大臣」を削る。</p> <p>第十二条を第十二条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に第一条を加える。</p> <p>(事態対処専門委員会)</p> <p>第八条 会議に、事態対処専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、第二条第一項第四号から第七号までに掲げる事項の審議及びこれらの事項に係る同条第二項の意見具申を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行ふこととする。</p> <p>3 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。</p> <p>4 委員長は、内閣官房長官をもつて充てる。</p> <p>5 委員は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>附 則</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>〔別紙〕</p> <p>安全保障會議設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議</p> <p>政府は、標記の三法の施行に当たつて次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。</p> <p>一 指定公共機関の指定に当たつては、報道・表現の自由を侵すようなことがあつてはならないこと。</p> <p>二 國民の保護のための法制の整備は、武力攻撃事態対処法の施行の日から一年以内を目標として実施すること。</p> <p>右</p> <p>国会に提出する。</p> <p>平成十四年四月十七日</p> <p>内閣総理大臣 小泉純一郎</p>	<p>武力攻撃事態における我が國の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律</p> <p>第一条 総則(第一条~第八条)</p> <p>第二章 武力攻撃事態への対処のための手続等</p> <p>第四章 條例(第九条~第十条)</p> <p>第三章 武力攻撃事態への対処に関する法制の整備(第二十一条~第二十三条)</p> <p>第四章 條例(第二十四条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、國、地方公共團體等の責務、國民の協力その他基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態への対処について必要となる法制の整備に関する事項を定め、もつて我が國の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 武力攻撃 我が國に対する外部からの武力攻撃をいう。</p> <p>二 武力攻撃事態 武力攻撃(武力攻撃のおそれのある場合を含む。)が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。</p> <p>三 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定められたから廃止されるまでの間に、指定</p>
--	---

行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態を終結させるために実施する次に掲げる措置

(1) 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開

その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるためには、実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上

口 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において実施する次に掲げる措置

(1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

(2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

(武力攻撃事態への対処に関する基本理念)

第三条 武力攻撃事態への対処においては、國、地方公共団体及び指定公共機関が、國の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講

じられなければならない。

2 事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至つた事態においては、武力攻撃の発生が回避されようになければならない。

3 武力攻撃が発生した事態においては、武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならぬ。この場合において、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

4 武力攻撃事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

5 武力攻撃事態への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力し、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。

6 武力攻撃事態への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うこととする。

(国民の協力)

第七条 武力攻撃事態への対処の性質にかんがみ、國においては武力攻撃事態への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態への対処の性質にかんがみ、國においては武力攻撃事態への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うこととする。

(国民の協力)

第八条 国民は、國及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

(対処基本方針)

第二章 武力攻撃事態への対処のための手続等

第九条 政府は、武力攻撃事態に至ったときは、武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針(以下「対処基本方針」という。)を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、當該地方公共団体の地域並びに當該地方公共団体の住民の生命、身体

及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、國及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

二 武力攻撃事態への対処に関する全般的な方針

三 対処措置に関する重要な事項

(指定公共機関の責務)

第六条 指定公共機関は、國及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

3 対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 防衛庁長官が自衛隊法(昭和二十九年法律第一百六十五号)第七十条第一項第一号に定めた防衛招集命令による防衛招集命令に

規定期に基づき発する同項第一項第一号に定めた同項又は同項第八項の規定により内閣総理大臣が行う承認

二 防衛庁長官が自衛隊法第七十五条の四第一項第一号に定める防衛招集命令による防衛招集命令に關して同項又は同項第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認

三 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛出動待機命令に關して同項又は第六項の規定に基づき発する同項第一項第一号に定める防衛招集命令による防衛招集命令に關して同項又は同項第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認

四 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の二の規定により内閣総理大臣が行う承認

四 対処基本方針には、前項に定めるもののはか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認(衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条规定する緊急集会による参議院の承認)。

4 対処基本方針には、前項に定めるもののはか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認(衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条规定する緊急集会による参議院の承認)。

記載しなければならない。ただし、同号に掲げ
る防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必
要があり事前に国会の承認を得るいとまがない
場合でなければ、することができない。

一 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることにつ
いての自衛隊法第七十六条第一項の規定に基
づく国会の承認の求め

二 自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づき
内閣総理大臣が命ずる防衛出動

5 内閣総理大臣は、対処基本方針の案を作成
し、閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつた
ときは、直ちに、対処基本方針(第四項第一号
に規定する国会の承認の求めに関する部分を除
く)につき、国会の承認を求めなければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の閣議の決定があつ
たときは、直ちに、対処基本方針を公示してそ
の周知を図らなければならない。

8 内閣総理大臣は、第六項の規定に基づく対処
基本方針の承認があつたときは、直ちに、その
旨を公示しなければならない。

9 第四項第一号に規定する防衛出動を命ずること
についての承認の求めに係る国会の承認が得
られたときは、対処基本方針を変更して、これ
に当該承認に係る防衛出動を命ずる旨を記載す
るものとする。

10 第六項の規定に基づく対処基本方針の承認の
求めに対し、不承認の議決があつたときは、当
該議決に係る対処措置は、速やかに、終了され
なければならぬ。この場合において、内閣総
理大臣は、第四項第一号に規定する防衛出動を

命じた自衛隊については、直ちに撤収を命じな
ければならない。

11 内閣総理大臣は、対処措置を実施するに當た
り、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して
行政各部を指揮監督する。

12 第五項から第八項まで及び第十項の規定は、
対処基本方針の変更について準用する。ただ
し、第九項の規定に基づく変更及び対処措置を
構成する措置の終了を内容とする変更について
は、第六項、第八項及び第十項の規定は、この
限りでない。

13 内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要が
なくなつたと認めるときは、対処基本方針の廢
止につき、閣議の決定を求めなければならない。
14 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつた
ときは、速やかに、対処基本方針が廃止された
旨及び対処基本方針に定める対処措置の結果を
国会に報告するとともに、これを公示しなけれ
ばならない。

(対策本部の設置)

第十一条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定めら
れたときは、当該対処基本方針に係る対処措置
の実施を推進するため、内閣法(昭和二十二年
法律第五号)第十二条第四項の規定にかかるわ
ず、閣議にかけて、臨時に内閣に武力攻撃事態
対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する
ものとする。

2 内閣総理大臣は、対策本部を置いたときは、
当該対策本部の名称並びに設置の場所及び期間
を国会に報告するとともに、これを公示しなけ
ればならない。

2 対策本部長は、指揮監督する。

3 対策本部長は、対策本部の事務を総括し、所
部の職員を指揮監督する。

4 対策副本部長は、國務大臣をもつて充てる。
5 対策副本部長は、対策本部長を助け、対策本
部長に事故があるときは、その職務を代理す
る。対策副本部長が二人以上置かれている場合
にあつては、あらかじめ対策本部長が定めた順
序で、その職務を代理する。

6 対策本部員は、対策本部長及び対策副本部長
以外のすべての國務大臣をもつて充てる。この
場合において、國務大臣が不在のときは、その
あらかじめ指名する副大臣(内閣官房副長官又
は法律で國務大臣をもつてその長に充てること
と定められている各庁の副長官を含む。)がその
職務を代行することができる。

7 対策副本部長及び対策本部員以外の対策本部
の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長
(國務大臣を除く。)その他の職員又は関係する
指定地方行政機関の長その他の職員のうちか
ら、内閣総理大臣が任命する。

7 対策副本部長及び対策本部員以外の対策本部
の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長
(國務大臣を除く。)その他の職員又は関係する
指定地方行政機関の長その他の執行機関並びに関
係する指定公共機関に対し、指定行政機関、関
係する地方公共団体及び関係する指定公共機関
が実施する対処措置に関する総合調整を行うこ
とができる。

2 前項の場合において、当該地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関(次条及び第十六条において「地方公共団体の長等」といふ。)は、当該地方公共団体又は指定公共機関が実施する対処措置に関して対策本部長が行う総合調整に関し、対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

(内閣総理大臣の権限)

第十五条 内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であつて、前条第一項の総合調整に基づく所要の対処措置が実施されないときは、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等に対し、当該対処措置を実施すべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる場合において、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等に通知した上で、自ら又は当該対処措置に係る事務を所掌する大臣を指揮し、当該地方公共団体又は指定公共機関が実施すべき当該対処措置を実施し、又は実施させることができる。

一 前項の指示に基づく所要の対処措置が実施されないと認められる場合であつて、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。

(損失に関する財政上の措置)

第十六条 政府は、第十四条第一項又は前条第一項の規定により、対処措置の実施に関し、関係する地方公共団体の長等に対する総合調整又は

指示が行われた場合において、その総合調整又は指示に基づく措置の実施により当該地方公共団体又は指定公共機関が損失を受けたときは、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十七条 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(国際連合安全保障理事会への報告)

第十八条 政府は、国際連合憲章第五十一条及び日米安保条約第五条第一項の規定に従つて、武力攻撃の排除に當たつて我が国が講じた措置について、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。

(対策本部の廃止)

第十九条 対策本部は、対処基本方針が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、対策本部が廃止されたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(主任の大臣)

第二十条 対策本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

第三章 武力攻撃事態への対処に関する法律

(事態対処法制の整備)

第二十一条 政府は、第三条の基本理念にのっとり、武力攻撃事態への対処に関して必要となる

2 法制(以下「事態対処法制」という。)の整備について、次条に定める措置を講ずるものとする。

2 事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法的確な実施が確保され

たものでなければならない。

3 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、対処措置について、その内容に応じ、安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、対処措置及び被害の復旧に関する措置が的確に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずるものとする。

5 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、武力攻撃事態への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、国民が協力をしたことにより受けた損失に關し、必要な財政上の措置を併せて講ずるものとする。

6 政府は、事態対処法制について国民の理解を得るために適切な措置を講ずるものとする。

(事態対処法制の整備)

第二十二条 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、次に掲げる措置が適切かつ効果的に実施されるようにするものとする。

一 次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置

イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

2 前項の事態対処法制の整備は、その緊要性にかんがみ、この法律の施行の日から二年以内を目標として実施するものとする。

(第四章 捕則)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十三条 政府は、事態対処法制の整備を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 第二十四条 政府は、我が國を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、武力攻撃事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な施策を講ずるものとする。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

我が国に対する外部からの武力攻撃(武力攻撃のおそれのある場合を含む。)が発生した事態又は

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

二 輸送及び通信に関する措置

本 国民の生活の安定に関する措置

ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

二 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施されるための次に掲げる措置その他の武力攻撃事態を終結させるための措置(次号に掲げるものを除く。)

イ 捕虜の取扱いに関する措置

ロ 電波の利用その他通信に関する措置

ハ 船舶及び航空機の航行に関する措置

態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態への対処に関する必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八八号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、國、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態への対処に関する必要となる法制の整備によるものである。

1 武力攻撃事態への対処に関する基本理念として、國、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じなければならないこと、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合、その制限は武力攻撃事態に對処するため必要最小限のものであり、かつ公正かつ適正な手続の下に行われなければならないこと、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合

を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにならなければならないこと等を定めること。

二 國、地方公共団体及び指定公共機関の責務、國と地方公共団体との役割分担、国民の協力について定めること。

三 政府は、武力攻撃事態に至ったときは、武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針(対処基本方針)を定めるものとともに、国会の承認について所要の規定を置くこと。

四 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、臨時に内閣に武力攻撃事態対策本部(対策本部)を設置するものとすること。また、対策本部の組織、設置に関する国会報告、所掌事務及び対策本部長の権限、内閣総理大臣の権限、損失に関する財政上の措置、内閣総理大臣の権限、損失に関する財政上の措置、内閣総理大臣の権限、損失に関する財政上の措置及び施行期日等について修正する必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

五 政府は、武力攻撃事態への対処に関する必要となる法制(事態対処法制)の整備に関する事項を定め、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため等の措置、武力攻撃事態を終結させるための措置等が適切かつ効果的に実施されるようにするものとすること。また、事態対処法制の整備は、その緊要性にかんがみ、この法律の施行の日から二年以内を目標として総合的かつ計画的に実施するものとすること。

六 政府は、武力攻撃事態以外の國及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な施策を講ずるものとすること。

7 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、國、地方公共団体等の責務、國の協力その他の基本となる事項を定め、対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態への対処に関する必要となる法制の整備に関する事項を定めるものと認められるが、武力攻撃事態の定むね妥当なものと認めるが、武力攻撃事態の定義、武力攻撃事態等への対処における日本国憲法の基本的人権の規定の尊重、武力攻撃事態等における国民への情報提供、対処基本方針に定める事項、国会の議決による対処措置を終了させれる手続、国民の保護のための法制の整備、武力攻撃事態等以外の緊急事態対処のための措置及び施行期日等について修正する必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

第一章 武力攻撃事態○等への対処のための手続等(第九条—第二十一条)

第二章 武力攻撃事態○等への対処に関する法制の整備(第二十一条—第二十三条)

第三章 武力攻撃事態○等への対処に関する法制の整備(第二十四条)

第四章 準則(第二十五条—第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態○等への対処に及び武力攻撃予測事態をいう。(以下同じ)基本理念、國、地方公共団体等の責務、國の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態○等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態○等への対処に関する必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に資することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

二 武力攻撃事態 武力攻撃(武力攻撃のおそれのある場合を含む。)が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った

事態をいう。

三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った

武力攻撃事態○等に関する特別委員長 鳩山 邦夫
(小字及び一は修正)
衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十五年五月十四日
決した。
右報告する。

第一回 総則(第一条—第八条)
法律

立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八八号)に関するものとする。

めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百一十号)第一項に規定する機関

政組織法(昭和二十三年法律第百一十号)第二項に規定する機関

三 条第一項に規定する機関

四 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法(昭和二十一年法律第七十号)第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

八 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

五 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第四十三条及び第五十一条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。)その他の国の方行政機関で、政令で定めるものをいう。

五 六 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他公的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

七 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定

行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態○等を終結させるために○そ_(の推移に応じて)実施する次に掲げる措置

(1) 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国が実施する日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においては、当該影響が最小となるようにするためには、武力攻撃事態等の推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

(2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

(武力攻撃事態○等への対処に関する基本理念)

(國の責務)

が講じられなければならない。

2 事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態においては、武力攻撃の発生が回避されようになければならない。

○武力攻撃事態においては、武力攻撃の発生に備えるとともに、場合には、これに備えるとともに

攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならぬ。この場合において、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

3 ○武力攻撃が発生した事態においては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断されるには、あてもんの制限は、武力攻撃事態○等に對処するたまに、武力攻撃が発生した場合には、これに限られればならない。

4 武力攻撃事態○等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。この場合には、これに制限が加えられる場合は、その制限は、武力攻撃事態○等に限られればならない。

5 武力攻撃事態等においては、当該武力攻撃事態等及びこれの対処に関する状況について、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされなければならない。

6 武力攻撃事態○等への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力及び協調的行動が得られるようになればならない。

7 第六条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態○等の対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

(指定公共機関の責務)

第五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態○等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

ることから、前条の基本理念にのつとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態○等の対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態○等の対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

(國と地方公共団体との役割分担)

第七条 武力攻撃事態○等への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態○等の対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態○等における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、國の方針に基づく措置の実施その他の適切な役割を担うことを基本とするものとする。

(國民の協力)

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

(第二章 武力攻撃事態○等への対処のための手続等)

本部長(以下「対策本部長」という。)とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。

2 対策本部長は、対策本部の事務を総括し、所

部の職員を指揮監督する。

3 対策本部に、武力攻撃事態^{○等}対策副本部長

(以下「対策副本部長」という。)、武力攻撃事態^{○等}対策本部員(以下「対策本部員」という。)その他他の職員を置く。

4 対策副本部長は、國務大臣をもって充てる。

5 対策副本部長は、対策本部長を助け、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。対策副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 対策副本部員は、対策本部長及び対策副本部長以外のすべての國務大臣をもって充てる。この場合において、國務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官房副長官又は法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。)がその職務を代行することができる。

7 対策副本部長及び対策本部員以外の対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長(國務大臣を除く。)その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(対策本部の所掌事務)

第十二条 対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する事務をつかさどる。

二 前号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務	(指定行政機関の長の権限の委任)
が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第二条第一項の委員会若しくは第一条第三号口に掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。次項において同じ。)は、対策本部が設置されたときは、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。	(内閣総理大臣の権限)

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。	(対策本部長の権限)
3 対策本部長は、対処措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、対策基本方針に基づき、指定行政機関の長及び関係する指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、関係する地方公共団体の長その他の執行機関並びに関係する指定公共機関に対し、指定行政機関、関係する地方公共団体及び関係する指定公共機関が実施する対処措置に関する総合調整を行うことができる。	(内閣総理大臣の権限)

2 前項の場合において、当該地方公共団体の長が実施する対処措置に関する総合調整を行なうことができる。	(損失に関する財政上の措置)
3 政府は、第十四条第一項又は前条第一項の規定により、対処措置の実施に関する地方公共団体の長等に対する総合調整又は指示が行われた場合において、その総合調整又は指示に基づく措置の実施により当該地方公共団体又は指定公共機関が損失を受けたときは、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	(政府の権限)

2 事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されたものでなければならない。	(安全の確保)
3 政府は、事態対処法制の整備に當たっては、対処措置について、その内容に応じ、安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする。	(第十七条 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。)
4 政府は、事態対処法制の整備に當たっては、	(第十八条 政府は、国際連合憲章第五十一條及び日米安保条約第五条第二項の規定に従って、武力攻撃の排除に當たって我が国が講じた措置について、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。)

対処措置及び被害の復旧に関する措置が的確に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずるものとする。

5 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、武力攻撃事態^(等)への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、必要な財政上の措置を併せて講ずるものとする。

6 政府は、事態対処法制について国民の理解を得るために適切な措置を講ずるものとする。(事態対処法制の整備)

第二十二条 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、次に掲げる措置が適切かつ効果的に実施されるようするものとする。

一 次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国際経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるよう

にするための措置

イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救

助、消防等に関する措置

ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に關する措置

ヘ 被害の復旧に関する措置

二 輸送及び通信に関する措置

ホ 国民の生活の安定に關する措置

二 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施されるための次に掲げる措置その他の武力攻撃事態^(等)を終結させるための措置(次号に掲げるも

イ 捕虜の取扱いに関する措置

ハ 船舶及び航空機の航行に関する措置

三 アメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置

四 (事態対処法制の計画的整備)

第二十三条 政府は、事態対処法制の整備を総合的かつ計画的^(等)に実施しなければならない。

1 前項の事態対処法制の整備は、その緊要性にかんがみ、この法律の施行の日から二年以内を目標として実施するものとする。(国民保護法・整備本部)

第二十四条 事態対処法制のうち第二十二条第一号に規定する措置に係る法制(次項において「国民の保護のための法制」といふ)に關し広く国民の意見を求め、その整備を迅速かつ集中的に推進するため、内閣に、国民保護法・整備本部(以下この条において「整備本部」という)を置く。

2 整備本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国民の保護のための法制の整備に関する総合調整に関すること。

二 國民の保護のための法制の整備のために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。

三 国民の保護のための法制の整備に関する地方公共団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。

四 整備本部は、国民保護法・整備本部長及び国民保護法・整備本部員をもって組織する。

五 整備本部長は、整備本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

6 整備本部に、国民保護法・整備本部員(次項において「整備本部員」という)を置く。

7 整備本部員は、整備本部長以外のすべての國務大臣・内閣総理大臣を除く。をもって充てる。

8 整備本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

9 整備本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

10 この法律に定めるものほか、整備本部に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 條款

(その他の緊急事態対処のための措置)

第五条 政府は、我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、我が国の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保を図るため、武力攻撃事態^(等)以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ確実に実施するためには必要な策を講ずるものとする。

2 政府は、前項の目的を達成するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、次に掲げる措置その他の必要な策を速やかに講ずるものとする。

一 情報の集約並びに事態の分析及び評価を行うための態勢の充実

二 各種の事態に応じた対処方針の策定の準備

三 警察、海上保安庁等と自衛隊の連携強化

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条から第十八までの規定は、別に法律で定める日から施行する。

2 政府は、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態^(等)のより迅速かつ的確な対処に資する組織の在り方について検討を行つものとする。

3 第二条の一部を次のように改正する。

4 目次中「第九章 罰則(第百八十八条・第百一十条)」を「第九章 罰則(第百一十八条・第百一十条)」に改める。

5 第七十六条第一項中「わが国」を「我が国」に改め、「、国会の承認(衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下本項及び次項において同じ。)を得て」を削り、同項ただし書を削り、同項に後段として次のよう 加える。

6 この場合においては、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第百六十五条)に改める。

7 第二条の一部を次のように改正する。

8 第二条の一部を次のように改正する。

9 第二条の一部を次のように改正する。

10 第二条の一部を次のように改正する。

11 第二条の一部を次のように改正する。

12 第二条の一部を次のように改正する。

13 第二条の一部を次のように改正する。

14 第二条の一部を次のように改正する。

15 第二条の一部を次のように改正する。

16 第二条の一部を次のように改正する。

17 第二条の一部を次のように改正する。

18 第二条の一部を次のように改正する。

19 第二条の一部を次のように改正する。

20 第二条の一部を次のように改正する。

21 第二条の一部を次のように改正する。

に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 指定公共機関の指定に当たっては、報道・表現の自由を侵すようなことがあってはならないこと。

二 国民の保護のための法制の整備は、武力攻撃事態対処法の施行の日から一年以内を目標として実施すること。

三 自衛隊法及び防衛廳の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右

平成十四年四月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

自衛隊法及び防衛廳の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五条)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 罰則(第百一十八条・第百一十条)」を「第九章 罰則(第百一十八条・第百一十条)」に改める。

自衛隊法及び防衛廳の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第二條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五条)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「わが国」を「我が国」に改め、「、国会の承認(衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下本項及び次項において同じ。)を得て」を削り、同項ただし書を削り、同項に後段として次のよう 加える。

この場合においては、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第百六十五条)に改める。

第三條 第九条の定めるところにより、

国会の承認を得なければならない。

できる。

(土地区画整理法の適用除外)

第一百五十五条の十二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第一十一条第一項の規

力金法第[日]力金)第十一八条第一項の規定は、第二二二条第一項の規定により出勤を

を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」と、同条第三項中「これらの規定による届出の例により」とあるのは「あらかじめ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた道路交通法第七十七条第一項の通知を受けた警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（都市公園法の特例）
命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。

第一百五十五条の十三 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う都市公園又は公園予定地の占用に対する都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第九条(同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ

第三十七条の五の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第十一条第二項(同法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第十条第一項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とす

とされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。

(河川法の特例)
第一百十五条の十七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項又は第五十八条の六第一項の規定により許可を要する行為(同法第二十七条第四項に規

号に掲げる工作物」とあるのは「工作物」と、「と公園管理者との協議が成立すること」とあるのは「があらかじめ公園管理者に占用の目的、占用の期間、占用の場所及び工作物その他物件又は施設の構造を通知すること」とする。この場合において、同法第十一條(同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

第十一条第二項の通知を受けた海岸管理者は、海岸の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。
(自然公園法の特例)

2 前項の規定により読み替えられた都市公園法第九条の通知を受けた公園管理者は、都市公園の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

が応急措置として行う防護施設の構築その他
の行為であつて自然公園法(昭和三十二年法
律第百六十一号)第十七条第三項、第十八条
第三項、第十八条の二第三項又は第二十条第
一項の規定により許可又は届出を要するもの
をしようとする場合における同法第四十条の
規定の適用については、同条第一項中「協議

平成十五年五月十五日 衆議院会議録第三十号

自衛隊法及び防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報生書

らかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた河川法第百五十五条の通知を受けた河川管理者は、河川の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(首都圏近郊緑地保全法の適用除外)

第二百五十五条の十八 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百一号)第八条第一項及び第三項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用除外)

第二百五十五条の十九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百三号)第九条第一項及び第三項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。

2 都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。

第三百五十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて都市緑地保全法(昭和四八年法律第七十二号)第五条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「協議しなければ」とあるのは、「その旨を通知しなければ」とする。

第三百五十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により読み替えられた都市緑地保全法第五条第八項の通知を受けた都道府県知事は、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

第三百五十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。

第三百五十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。

に掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。」に改め、同条を第三百六十六条の三とする。

本則に次の三条を加える。

第三百二十四条 第三百三条第十三項(第三百三条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第三百三十四条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三百三十五条 第三百三条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三百三十七条 第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「以下「出動」を「第十二条第二項において「出動」とする。」に改め、同条を第三百三十六条の二とする。

第三百三十六条の四中「及び第二項並びに」を「から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から

第三百三十六条の二を第三百三十六条とし、第三百三十六条の三第二項中「ととのえる」を「調える」に改め、同条を第三百三十六条の二とする。

3 防衛出動基本手当は、防衛出動時における勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の著しい特殊性に応じて支給するものとする。

4 防衛出動特別勤務手当は、防衛出動時における戦闘又はこれに準ずる勤務の著しい危険性に応じて支給するものとする。

5 防衛出動基本手当が支給される職員には、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、支給しない。

6 第十四条第二項において準用する一般職員において同号の規定に該当していた職員で、前項の規定の適用がないとしたならば同日後も引き続き単身赴任手当の支給要件を具備する。

7 前各項に定めるもののほか、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額その他防衛出動手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第二十七条第二項中「単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当」を「単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当」に、「宿日直手当」に、「航空手当」を「特殊勤務手当、特地勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当」に、「當外手当」を「及び當外手当」に改め、「特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当」を削る。

9 防衛出動手当の種類は、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当とする。

第三十条を削り、第三十条の二を第二十条とする。

附 則

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中自衛隊法本則に三条を加える改正規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 附則第三項の規定 自然公園法の一部を改正する法律(平成十四年法律第一号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第四項の規定 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第一号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六八七号)の一部を次のように改正する。

別表第一自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の項中「及び第二項並びに」を「から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項まで、第一百三条の二」に、「第一百三条第三項において準用する災害救助法第二十三条の二第二項及び第三項、第二十三條の三、第二十四条第五項並びに第十九条を「第一百十五条の十第四項」に、「事務」を「事務(第百十五条の十第四項)により処理することとされているものうち民有林に係るものにあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。」に改める。

(自然公園法の一部を改正する法律の一部改正) のように改正する。

附則中第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の

とし、第六条を第二十五条とし、第二十六条を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第六条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五条の十五第一項中「第十七条第三項、第十八条第三項、第十八条の二第三項又

は第二十条第一項」を「第十三条第三項、第十四条第三項、第二十四条规定又は第二十六条规定第一項に、「第四十条」を「第十五条第三項

ただし書又は第五十六条」に、「同条第一項」を「同法第十五条第三項第一号中「第五十六条第一項後段の規定による協議」とあるのは自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百五十五条の十五第一項の規定により読み替えられた第五十六条第一項後段の規定による通知」と、同法第五十六条第一項に改め、同条

第二項中「第四十条第一項又は第三項」を「第五十六条第一項又は第三項」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項」を「第六十条第一項」に改める。

理 由

我が国は平和と独立を守り、国の安全を保つため、防衛出動を命ぜられた自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得るよう、防衛出動時及び防衛出動下今前における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、並びに損失補償の手続等を整備するとともに、関係法律の適用について所要の特例規定を設けるほか、武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等の手続が新設されることに伴い、防衛出動命令の手続について所要の整備を行い、併せて防衛出動を命ぜられた職員に対する防衛出動手当の支給、災害補償その他給与に関し必要な特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由であ

全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)第十三条第一項「ただし書」に改める部分に限る。及び第二十五条に改める。

附則中第二十四条を第二十五条とし、第二十六条を第二十三条までを一条ずつ繰り下げ、第二十九条の次に次の二条を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第二十条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百五条の五第二項中「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十二年法律第百六十号)第四条第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三

十一年法律第百六十号)第十三条第一項ただし書」に、「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第五項ただし書」を「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第一条第十一項ただし書」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二十二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第一項中「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十二年法律第百六十号)第四条第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三

十一年法律第百六十号)第十三条第一項ただし書」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二十三条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第一項中「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十二年法律第百六十号)第四条第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三

十一年法律第百六十号)第十三条第一項ただし書」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二十四条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第一項中「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十二年法律第百六十号)第四条第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三

十一年法律第百六十号)第十三条第一項ただし書」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二十五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第一項中「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十二年法律第百六十号)第四条第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三

十一年法律第百六十号)第十三条第一項ただし書」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二十六条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第一項中「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十二年法律第百六十号)第四条第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三

十一年法律第百六十号)第十三条第一項ただし書」に改める。

る。

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第一百五十四回国会閣法第八九号)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、我が国は平和と独立を守り、国の安全を保つため、防衛出動を命ぜられた自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得るよう、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 自衛隊法の一部改正

(一) 第百三条第一項又は第二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件(立木等)が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事(第一項ただし書)には、防衛庁長官又は政令で定める者。(二) 及び(三)において同じ)は、当該立木等を移転することができるこ

ととし、この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、当該立木等を処分することができる

こと。

(二) 第百三条第一項の規定により家屋を使用する場合において、自衛隊の任務遂行上やむを得ない必要があると認められるときは、都道府県知事は、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更する

こととすること。

(三) 第百三条の規定により処分を行う場合に

は、都道府県知事は、公用令書を交付して

に、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合等においては、事後に交付すれば足りることとする。

(四) 防衛廳長官は、防衛出動命令が予測され

る場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることができ見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域(展開予定地域)があるときには、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、部隊等に当該展開予定地域内において陣地等を構築する措置を命ずることができるとしている。

(五) 四による措置の職務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に当該職務に従事す

る隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるとしている。ただし、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないこととしている。

(六) 四による措置を命ぜられた部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は、展開予定地域内において、土地を使用することとするとともに、(一)の例により立木等の移転又は処分を行うことができるとしている。

(七) 防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合、う回すため必要があるときは、一般交通の用に供しない通路等を通行することができるとしている。

(八) 第百三十三条の規定により立入検査(六)によ

り土地を使用する場合の立入検査を含む。)を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処することとする。

(九) 第百二条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処することとする。

(十) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(十一) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(十二) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(十三) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(十四) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(十五) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(十六) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(十七) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(十八) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(十九) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(二十) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(二十一) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(二十二) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(二十三) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(二十四) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(二十五) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(二十六) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(二十七) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(二十八) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(二十九) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(三十) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(三十一) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(三十二) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(三十三) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(三十四) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(三十五) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(三十六) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(三十七) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(三十八) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

(三十九) 防衛出動時等における関係二十法律について、適用除外その他の特例を設けることとする。

にするための措置として、おおむね妥当なものと認めるが、「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八八号)において、「武力攻撃事態」の定義を修正し、新たに「武力攻撃予測事態」を設けること等から、修正する必要があると認め、本案は、別紙とのおり修正議決すべきものと議決した次第である。

また、別紙とのおり附帯決議を付することと zwar。)に修正することとする。

(二) 武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等の手続が新設されることに伴い、防衛出動命令の手続について所要の整備を行うこととすること。

2 改正 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部

(一) 防衛出動を命ぜられた職員(政令で定めるものを除く。)には、防衛出動手当を支給することとし、その種類は防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当とすること。

(二) 防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額その他支給に関して必要な事項は政令で定めることとする。

3 その他、所要の改正を行うこととすること。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 罰則(第二百八十八条—第二百二十一条)」を「第九章 罰則(第二百八十八条—第二百二十一条)」に改める。

○外部からの武力攻撃(外部から

第七十六条第一項中「○わが国」を「○我が国」

する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した

の武力攻撃のおそれのある場合を含む。)に際して、

事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることを認められに至った事態に際して、

日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下本項及び次項において同じ。)を得て」を削り、同項ただし書き

を削り、同項に後段として次のように加える。

第十九十二条の二 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合において、通行に支障がある場所をう回すため必要があるときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地若しくは水面を通行することができる。この場

この場合においては、武力攻撃事態^{○等}における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第号)第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

第七十六条第二項を削り、同条第三項中「前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は」を削り、同項を同条第二項とする。

第七十七条の次に次の二条を加える。

(防衛施設構築の措置)

第七十七条の二 長官は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることができると認められるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防御のための施設(以下「防衛施設」という。)を構築する措置を命ずることができる。

第七十六条第二項を削り、同条第三項中「前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は」を削り、同項を同条第二項とする。

合において、当該通行のために損害を受けた者から損失の補償の要求があるときは、政令で定めるところにより、その損失を補償するものとする。

(展開予定地域内における武器の使用)

第九十二条の三 第七十七条の二の規定による措置の職務に従事する自衛官は、展開予定地域内において当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

3 前二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件(家屋を除く。以下「立木等」という。)が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事(第一項ただし書の場合にあつては、同項ただし書の長官又は政令で定める者。次項、第七項、第十項及び第十四項において同じ。)は、第一項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。

第一百三条第六項中「又は第一項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同

条第五項中「前四項」を「前各項」に、「第七十六

条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合における施設の管理、土地等の使用、物

資の保管命令、物資の収用又は業務従事命令」を「第一項から第四項までの規定による处分」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第四項を第五項とし、同項の次に次の十一項を加える。

6 第一項本文又は第二項の規定による处分の対象となる施設、土地等又は物資を第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項は、都道府県知事と当該処分を要請した者とが協議して定める。

7 第一項から第四項までの規定による処分を行ふ場合には、都道府県知事は、政令で定めるところにより公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合その他の政令で定める場合にあっては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

8 前項の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公用令書の交付を受ける者の氏名(法人にあつては、名称及び住所)
- 二 当該処分の根拠となつたこの法律の規定
- 三 次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 施設の管理 管理する施設の所在する場所及び管理する期間

ロ 土地又は家屋の使用 使用する土地又は家屋の所在する場所及び使用する期間

八 物資の使用 使用する物資の種類、数

量、所在する場所及び使用する期間

二 取扱物資の保管命令 保管すべき物資の種類、数量、保管すべき場所及び期間

ホ 物資の収用 収用する物資の種類、数量、所在する場所及び収用する期日

ヘ 業務従事命令 従事すべき業務 場所及び期間

ト 立木等の移転又は処分 移転し、又は処分する立木等の種類、数量及び所在する場所

チ 家屋の形状の変更 家屋の所在する場所及び変更の内容

四 当該処分を行う理由

九 前二項に定めるもののほか、公用令書の様式その他の公用令書について必要な事項は、政令で定める。

10 都道府県(第一項ただし書の場合にあつては、国)は、第一項から第四項までの規定による処分(第二項の規定による業務従事命令を除く。)が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

11 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

12 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれら的原因によつて受ける損害

を補償しなければならない。

13 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により施設を管理し、土地等を使用し、取扱物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は取扱物資を保管させる場所に立ち入り、当該施設、

土地、家屋又は物資の状況を検査させることができる。

14 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により取扱物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り、当該物資の保管の状況を検査させることができる。

15 前二項の規定により立入検査をする場合は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

16 第十三項又は第十四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

17 第百三十三条の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定により家屋を使用する場合において、自衛隊の任務遂行上やむを得ない必要があると認められるときは、都道府県知事

は、同項の規定の例により、その必要な限度において、当該家屋の形狀を変更することができる。

18 第百三十三条に次の二項を加える。

19 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、国庫の負担とする。

第一百三条の次に次の二条を加える。

(展開予定地域内の土地の使用等)

第百三十二条 第七十七条の二の規定による措

置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上

必要があると認められるときは、都道府県知

事は、展開予定地域内において、長官又は政

令で定める者の要請に基づき、土地を使用す

ることができる。

2 前項の規定により土地を使用する場合において、立木等が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。

3 前条第七項から第十項まで及び第十七項から第十九項までの規定は前一項の規定により土地を使用し、又は立木等を移転し、若しくは処分する場合について、同条第六項、第十五回、第十五項及び第十六項の規定は第一項の規定により土地を使用する場合について準用する。この場合において、前条第六項中「第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊」とあるのは、「第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該土地が前条第一項又は第二項の規定の適用を受ける地域に含まれることとなつたときは、前三項の規定により都道府県知事がした処分、手続その他

の行為は、前条の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第一百十五条の二に次の二項を加える。

3 消防法第十七条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十

七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行つた同

法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態^{○等}における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十〇項後段の規定による撤収(以下百十五条の十七までにおいて単に「撤収」という)を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適

用しない。

4 長官は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する防火対象物について、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該防火対象物における災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第一百六十二条に次の二項を加える。

2 前項の部隊が第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合における麻薬及び向精神薬取締法の規定の適用については、前項後段に規定するもののほか、当該部隊が撤収を命ぜられるまでの間は、当該部隊の医師又は歯科医師は、麻薬使用者とみなす。

第一百六十三条を百十五条の三とし、同条の次に次の十八条を加える。

(墓地、埋葬等に関する法律の適用除外)

第一百十五条の四 墓地、埋葬等に関する法律

(昭和二十三年法律第四百八号)第四条及び第五条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の隊員が死

亡した場合におけるその死体の埋葬及び火葬については、適用しない。

(医療法の適用除外等)

第一百十五条の五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定により出動待機命令を受けた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設については、適用しない。

2 前項の医療を行うための施設は、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第二十四条第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第二十三年法律第二百一号)第二十四条第二項、歯科技工士法(昭和二十六年法律第二百一十六号)第二十六条第二項、歯科技工士法(昭和三十年法律第二百六十八号)第二条第三項のただし書き及び第十

八条ただし書き、採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十二年法律第二百六十号)第四条第一項ただし書き、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第一十条の三第一項、薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第五項のただし書き、

第二十六条第三項、第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書き、薬剤師法(昭和三十五年法律第二百四十六号)第二十二条のただし書き、

第二十六条第三項、第四十六条第二項及び第六号)第二条第一項及び第四十四条第二項ただし書きの規定の適用についてはこれら

に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同条に規定する病院等とみなす。

第一百十五条の六 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第三十九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第四項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十九条第四項中「協議する」とあるのは、「その旨を通じる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた漁港漁場整備法第三十九条第四項の通知を受けた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し見を述べることができる。

(建築基準法の特例)

第一百十五条の七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う破損した建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「その建築工事を完了した後三月をこえて」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態^{○等}における我が国

の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第十四年法律第一号)第九条第十〇項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後ににおいても」と、「特定行政の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに特定行政に申請し、その許可」と読み替えるものとする。

(港湾法の特例)

第一百五十五条の八 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法(昭和二十五年法律第二百一十八号)第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第三十七条第三項(同法第五十六条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十七条第三項中「とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」とあるのは、「とあるのは、「あらかじめ、その旨を港湾管理者に通知し」とする。

2 前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為である同項の規定による届出をする場合における同項の規定の適用については、同項中「伐採する」について港湾法第三十八条の二第一項の規定により届出をするものをしようとする場合における同項第九項の規定の適用については、同項中「同項の規定による届出の例により」とあり、及び第四項の規定による届出の例によ

り」とあるのは、「あらかじめ」とする。

3 前二項の規定により読み替えた港湾法第三十七条第三項又は第三十八条の二第九項の通知を受けた港湾管理者又は都道府県知事は、港湾の利用又は保全上必要があると認めるとときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

4 港湾法第四十条第一項の規定は、第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(土地収用法の適用除外)

第一百五十五条の九 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十八条の三第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(森林法の特例)

第一百五十五条の十 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するため応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十一条の八第一項の規定により届出をする立木の伐採に対する同項の規定の適用については、同項中「伐採する」には、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ」とあるのは「伐採したときは」と、

採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」とする。

2 森林法第三十一条の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

3 第二項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて森林法第三十四条第一項又は第二項の規定により許可を要するものをしようとするときは、これらの規定にかかるらず、あらかじめ都道府県知事にその旨を通知することをもつて足りる。

4 前項の通知を受けた都道府県知事は、保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(道路法の特例)

第一百五十五条の十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するため応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第二十四条の規定にかかるらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。

2 前項前段に規定する自衛隊の部隊等が行う道路の占用に対する道路法第三十五条の規定の適用については、同項中「伐採する」には、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ」とあるのは「伐採したときは」と、

意を得れば」とあるのは、「同条第一項又は第三項の許可の権限を有する者があらかじめ同条第二項各号に掲げる事項を通知すれば」とする。

3 道路法第九十一条第一項の規定は、第六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

4 前項に規定する自衛隊の部隊等が行う道路予定区域の占用に対する道路法第九十一条第二項において準用する同法第三十五条の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十一条第二項において準用する同法第三十五条中「道路管理者に協議し、その同意を得れば」とあるのは、「第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項又は第三項の許可の権限を有する者にあらかじめ同条第二項各号に掲げる事項を通知すれば」とする。

5 第二項の規定により読み替えた道路法第三十五条又は前項の規定により読み替えられた同法第九十一条第二項において準用する同法第三十五条の通知を受けた者は、道路管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べができる。

(土地区画整理事業の適用除外)

第一百五十五条の十二 土地区画整理事業(昭和二十九年法律第二百十九号)第七十六条第一項の規定は、同条中「道路管理者に協議し、その同定は、第七十六条第一項の規定により出動を

命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については適用しない。

(都市公園法の特例)

第一百五十三条の十三 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う都市公園又は公園予定地の占用に対する都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第九条(同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九条中「第七条各号に掲げる工作物」とあるのは「工作物」と、「と公園管理者との協議が成立すること」とあるのは「あらかじめ公園管理者に占用の目的、占用の期間、占用の場所及び工作物その他の物件又は施設の構造を通知すること」とする。この場合において、同法第十一条(同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 前項の規定により読み替えられた都市公園法第九条の通知を受けた公園管理者は、海岸の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べる。この場合において、同法第十一条(同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

3 都市公園法第十八条の規定に基づく条例の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて自然公園法(昭和三十一年法律第六十一条)第十七条第三項、第十八条第一項の規定により許可又は届出をするものとしよつとするものとしよつとする場合における同法○第十五条(同法第十四条)第十八条の二第三項又は第二十〇条第一項の規定により許可又は届出をするも

のをしよつとする場合における同法○第

(海岸法の特例)

第一百五十三条の十四 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第十条第二項(同法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第十条第二項中「協議する」とあるのは「あらかじめ後段の規定による通知」と、同法第五十六条第一項後段の規定による協議」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第五十五条第一項の規定により読み替えられた第五十六条第一項後段の規定による通知」と、同法第五十六条第一項の規定による通知」とあるのは「その旨を通知しなければ」と、同法第三項中「これらの規定による届出の例により」とあるのは「あらかじめ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた自然公園法第四十条第一項又は第三項の通知を受けた環境大臣又は都道府県知事は、自然公園の保護上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が自然公園法第四十二条第一項の規定に基づく条例の規定により許可又は届出を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前一項の規定の例による。

(自然公園法の特例)

第一百五十三条の十五 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、同項中「協議する」とあるのは「あらかじめ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた海岸法第十条第二項の通知を受けた海岸管理者は、海岸の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(道路交通法の特例)

第一百五十三条の十六 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第七十七条第一項の規定により許可を受けるものに対する同項の規定の適用については、同項中「協議する」とあるのは「あらかじめ」とする。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第七十七条第一項の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新については、道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第二条第一項から第三項まで及び第二百二条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めを受けることができる。

(河川法の特例)

第一百五十三条の十七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)第二十三条から第二百五条まで、第二百六条第一項、第二百七条第一項、第二百五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項又は第五十八条の六第一項の規定により許可を受ける行為(同法第二十七条第四項に規定する一定の河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土を除く)をしようとする場合における同法第九十五条(同法第一百条

第三項ただし書又は

○第十五
五十六
四十一

なければならない」とあるのは、「あらかじめ当該行為の概要を通知しなければならない。この場合において、当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長に通知すれば足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた道路交通法第七十七条第一項の通知を受けた警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図るために必要なと認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新については、道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第二条第一項から第三項まで及び第二百二条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めを受けることができる。

2 前項の規定により読み替えられた道路交通法第七十七条第一項の通知を受けた警察署長が同一の公安委員会の管理に属する二以上の

第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十五条中「国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた河川法第九十五条の通知を受けた河川管理者は、河川の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができること。

(首都圏近郊緑地保全法の適用除外)
第百五十五条の十八 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第二百一号)第八条第一項及び第三項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。
(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用除外)
第百五十五条の十九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第二百三号)第九条第一項及び第三項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(都市計画法の適用除外)
第百五十五条の二十 都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第四十二条第一項、第五十二条の二第一項(同法第五十七条の三第三項において準用する場合を含む。)第五十三条第一項及び第六十五条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

2 都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(都市綠地保全法の特例)
第百五十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて都市綠地保全法(昭和四十年法律第七十二号)第五条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「協議しなければ」とあるのは、「その旨を通知しなければ」とある。

2 前項の規定により読み替えられた都市綠地保全法第五条第八項の通知を受けた都道府県知事は、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

第百五十六条の二を第百六十六条とし、第百六十六条の三第一項中「ととのえる」を「調べる」に改め、同条を第二百六十六条の二とする。

(第三条第一項中「以下「出動」を「第十二条第一項において「出動」に改める。」
第十五条を次のように改める。
(防衛出動手当)
第十五条 自衛隊法第七十六条第一項の規定による出動(以下「防衛出動」という。)を命ぜられた職員(政令で定めるものを除く。)には、この条の定めるところにより、防衛出動手当を支給する。

2 防衛出動手当の種類は、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当とする。

3 防衛出動基本手当は、防衛出動時における勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて支給するものとする。

4 防衛出動特別勤務手当は、防衛出動時における戦闘又はこれに準ずる勤務の著しい危険性に応じて支給するものとする。

5 防衛出動基本手当が支給される職員には、第十四条第一項の規定にかかわらず、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、支給しない。

6 第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の九第一項第三号の規定の適用については、防衛出動を命ぜられた日の前日において同号の規定に該当していた職員で、前項の規定の適用がないとしたならば同日後も引き続き単身赴任手当の支給要件を具備することとなるものは、防衛出動手当を支給されている間、同号の規定に該当するものとみなす。

7 前各項に定めるもののほか、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額その他防

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 独立行政法人都市再生機構法案 及び同報告書

衛出勤手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第二項中「単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当」を「単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出勤手当」に、「宿日直手当」を「特殊勤務手当、特地勤務手当、及び管理職員特別勤務手当」を「宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出勤手当」に、「航空手当」を「特殊勤務手当、特地勤務手当、及び管理職員特別勤務手当」を削る。

第三十条を削り、第三十条の二を第三十条とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法本則に三条を加える改正規定は、それぞれ当該各条の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号から起算して三月を経過した日号に定める日から施行する。

二 附則第三項の規定 自然公園法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百六十一号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

規 定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 附則第四項の規定 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十九年法律第五十二号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

2 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の
（地方自治法の一部改正）
（平成十四年法律第二百六十一号）の公布の日又は
この法律の公布の日のいずれか遅い日

一部を次のように改正する。

別表第一自衛隊法(昭和十九年法律第二百六十五号)の項中「及び第一項並びに」を「から第四十五号」の項中「及び第一項又は第三項」を「から第四十六号第一項又は第三項」に改め、同一条第三項中「第四十二条第一項」を「第六十条第一項」に改める。

知と、同法第五十六条第一項に改め、同一条第一項中「第四十条第一項又は第三項」を「第五十六条第一項又は第三項」に改め、同一条第三項中「第四十二条第一項」を「第六十条第一項」に改める。

し書に、「薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第一条第五項ただし書」を「薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第一条第十一項ただし書」に改める。

十五号)第一条第五項ただし書」を「薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第一条第十一項ただし書」に改める。

附則第二十九条の次に次の二条を加える。
(第一条及び第三条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第二十九条の二 自衛隊法の一部を次のように改正する。

(第一条及び第三条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第三百五十五条の五第二項に「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第四条第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十一号)第十三条第一項ただし書」に改める。

附則第一条第一号中「及び第二十四条」を「第十九条(自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第一条第一項)」に改める。

附則第一條第一号中「及び第二十四条」を「第十九条(自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第一条第一項)」に改める。

右

独立行政法人都市再生機構法案

国会に提出する。

平成十五年一月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人都市再生機構法

目次

第一章 総則(第一条～第五条)
第二章 役員及び職員(第六条～第十条)
第三章 業務

第一節 業務の範囲(第十一条)
第二節 業務の実施方法(第十二条～第十七条)
第三節 特定公共施設工事(第十八条～第二十四条)

第四節 貸貸住宅の管理等(第二十五条～第二十九条)

第四章 財務及び会計(第三十三条～第三十六条)

第五章 雑則(第三十七条～第四十一条)

第六章 討則(第四十二条)

(目的)
附則
第一章 総則

官 報 (号外)

第一条 この法律は、独立行政法人都市再生機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
(名称)
第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第一条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人都市再生機構とする。
(機構の目的)
第三条 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じ

てこれらの都市の再生を図るとともに、都市盤整備公団(以下「都市公団」という。)から承継により、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第三条第六項及び三十二条

第四条第七項の規定により政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額の合計額とする。

第六章 討則(第四十二条)

第二節 機構は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受け、その資本金を増加することができる。

第三節 政府及び地方公共団体は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。

第四節 政府及び地方公共団体は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

第五節 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

第六節 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第七節 第二章 役員及び職員

第八節 第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

第九節 2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)
第十条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十

年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第一節 業務の範囲

第一条 機構は、第二条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 既に市街地を形成している区域において、

市街地の整備改善を図るために十分な公共の用に供する施設を併せて整備するもの又は当該敷地内の土地の利用が細分されている場合において、

当該細分された土地を一団の土地として有効かつ適切に利用できるよう整備するものに

限る。(又は宅地の造成並びに整備した敷地又

は造成した宅地の管理及び譲渡を行うこと。

二 既に市街地を形成している区域において、

良好な居住性能及び居住環境を有する利便性

特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡を行うこと。

三 既に市街地を形成している区域において、

市街地再開発事業、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業

をいう。(以下同じ)、土地区画整理事業(土

地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)

による土地区画整理事業をいう。以下同

じ)、住宅街区整備事業(大都市地域におけ

る住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別

措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住

宅街区整備事業をいう。以下同じ)及び流通

業務団地造成事業(流通業務市街地の整備に

関する法律(昭和四十二年法律第二百十号)によ

る流通業務団地造成事業をいう。)を行うこ

と。

四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、土地区画整理事業又は住

宅街区整備事業に参加組合員(市街地再開発事業)においては、都市再開発法第五十二条の三第一項第五号又は第五十二条第二項第五号(第五十八条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特定事業参加者を含む。)として参加することと(第六号の業務を併せて行うものに限る。)。

五 特定建築者(都市再開発法第九十九条の二第一項に規定する特定建築者をいう。以下この号において同じ。)に特定施設建築物(同条第三項に規定する特定施設建築物をいう。以下この号において同じ。)の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者となるうとする者(同法第九十九条の三第二項の規定により特定建築者となることができるものに限る。)がいない場合において、当該市街地再開発事業の特定建築者として特定施設建築物の建設を行い、並びにその管理、増築又は改築(以下「増改築」という。)及び譲渡を行うこと。

六 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供を行うこと。

七 既に市街地を形成している区域において、第一号から第二号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

八 既に市街地を形成している区域において、地方公共団体からの委託に基づき、民間事業者による次に掲げる事業の施行と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

イ 市街地再開発事業
ロ 土地区画整理事業
ハ 住宅街区整備事業
二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の八の認定計画に基づく同法第二条第五号に規

定する都心共同住宅供給事業
本 都市再開発法第八百一十九条の六の認定再開発事業計画に基づく同法第八百一十九条の二第一項に規定する再開発事業
ヘ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十五条の認定計画に基づく同法第二十条第一項に規定する都市再生事業
ト その他政令で定める事業

九 第十六条第一項に規定する整備敷地等(以下この号において単に「整備敷地等」という。)について、同項及び同条第二項本文の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合において、次に掲げる住宅又は施設(賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等にあっては、イからハまでに掲げるものに限る。)の建設を行い、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡を行うこと。

イ 第二号に規定する賃貸住宅
ロ イの賃貸住宅の建設と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設
ハ 整備敷地等の利用者の利便に供する施設と都市機能の高度化を図るために住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設

十 土地等の取得を要する業務(委託に基づき行うものを除く。)の実施に必要な土地等を提供した者は当該業務が実施される土地の区域内に居住し、若しくは当該区域内で事業を行っていた者(以下この号及び第十六条第一項において「土地提供者等」という。)の申出に応じて、当該土地提供者等に譲渡し、又は賃貸するための住宅又は事務所、店舗等の用に

供する施設(市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るため当該住宅又は施設と一体として住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設を含む。)の建設を行い、並びにそれらの管理、増改築を行うこと。

十一 地方公共団体からの委託に基づき、根幹的なものとして政令で定める規模以上の都市公園(都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。)の建設、設計及び工事の監督管理を行うこと。

十二 附則第四条第一項の規定により機構が都

市公団から承継した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設並びに附則第十二条第一項第二号の規定により機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十三 第九号の業務に係る同号イの賃貸住宅及び前号の賃貸住宅について賃貸住宅の建替え(現に存する賃貸住宅を除却するとともに、これらに存していた土地の全部又は一部に新たに賃貸住宅を建設すること)(新たに建設する賃貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。)をいう。以下同じ。)を行い、並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十四 前二号の業務に係る賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

十五 第十三号の業務による賃貸住宅の建替えに併せて、次の業務を行うこと。

イ 当該賃貸住宅の建替えと併せて整備され

及び譲渡を行うこと。

ロ 当該賃貸住宅の建替えと併せて、これと一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。

ハ 当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の申出に応じて、当該居住者に譲渡するための住宅の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。

チ 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合において、第十三条第一項に規定する国土交通大臣の求め又は第十四条第三項に規定する地方公共団体の要請に基づき、当該賃貸住宅の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。

二 十七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行ふ。

一 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)第九条に規定する筑波研究学園都市建設事業を行ふこと。

二 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)第七条の同意建設計画に従つて同法第二条第一項に規定する関西文化学術研究都市の建設を行うこと。

三 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十二条第一項に規定する業務を行うこと。

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三

3 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。

一 建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理を行うこと。

二 政令で定める住宅の建設(増改築を含む)及び管理を行うこと。

三 建築物の敷地の整備若しくは宅地の造成又は住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備を行うこと。

四 次に掲げる施設の建設(増改築を含む)又は整備及び管理を行うこと。

イ 第一項第一号から第三号までの業務(同項第三号の業務)においては、市街地再開発事業又は土地区画整理事業の施行に係るものに限る。)の実施と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合におけるそれらの用に供する施設

ロ 機構が整備した敷地若しくは造成した宅地(第一号の規定によるものを含む。)の利用者又は機構が建設し若しくは管理する住宅(第二号の規定によるものを含む。)の居住者の利便に供する施設

ハ 機構が行う住宅の建設(第二号の規定によるものを含む。)と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設

五 市街地の整備改善、賃貸住宅の供給、管理及び増改築並びに都市公園の整備のために必要な調査、調整及び技術の提供を行うこと。

(民間事業者との協力等)

第十二条 機構は、前条に規定する業務の実施に当たっては、それぞれの都市の実情に応じて、できる限り民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者との協力及び役割分担が適切に図られるよう努めなければならない。

2 機構は、前条第一項第二号の業務の実施に当

たっては、当該業務の実施により整備した敷地における民間事業者の賃貸住宅の建設の見通しを十分勘案して行わなければならない。

第十三条 国土交通大臣の要求

国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認めるときは、機構に対し、第十一項第十六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に關し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請すること。

2 地方公共団体は、災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要があるときは、機構に対し、第十一項第十六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に關し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請すること。

3 带する業務を含む。)に關し、当該業務に関する計画を示して、その実施を求めることができること。

4 前三項の要請に關し必要な事項は、政令で定める。

5 機構は、都市再生緊急整備地域において地域整備方針に即して特定再開発等業務を実施しようとするときは、第二項の規定による地方公共団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行うものを除き、あらかじめ、当該業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならぬ。

6 機構は、賃貸住宅の建設(賃貸住宅の建替えを含む。)又は第十一項第一号若しくは第二号の業務で新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成に係るものを実施しようとするときは、第三項の規定による地方公共団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行うものを除き、あらかじめ、これらの業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

7 機構は、賃貸住宅の管理に関する業務の運営

2 地方公共団体からの当該業務に関する計画を示した要請に基づき行うものとする。ただし、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域(以下この条において「都市再生緊急整備地域」という。)において同法第十五条第一項に規定する地域整備方針(以下この条において「地域整備方針」という。)に即して行う特定再開発等業務にあっては、この限りでない。

2 地方公共団体は、必要があると認めるとき

(都市計画の決定等の提案)

て地域整備方針に即して行うべき特定再開発等業務に關し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。

2 地方公共団体は、災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要があるときは、機構に対し、第十一項第十六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に關し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請すること。

3 带する業務を含む。)に關し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請すること。

4 前三項の要請に關し必要な事項は、政令で定める。

5 機構は、都市再生緊急整備地域において地域整備方針に即して特定再開発等業務を実施しようとするときは、第二項の規定による地方公共団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行うものを除き、あらかじめ、当該業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならぬ。

6 機構は、賃貸住宅の建設(賃貸住宅の建替えを含む。)又は第十一項第一号若しくは第二号の業務で新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成に係るものを実施しようとするときは、第三項の規定による地方公共団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行うものを除き、あらかじめ、これらの業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

7 機構は、賃貸住宅の管理に関する業務の運営

1 第十三條第一項の規定による国土交通大臣による地方公共団体の要請に基づき行う第一条第一項第一号から第三号まで、第十三号の政令で定める都市計画その他の政令で定める都市計画

2 第十八条第一項に規定する特定公共施設の管理者の同意を得たものに限る。)同項

官報(号外)

に規定する特定公共施設に係る都市施設に関する都市計画

(整備敷地等の譲渡又は賃貸の方法)

第十六条 機構は、建築物の敷地の整備又は宅地の造成に係る業務(土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、委託に基づくものを除く。)の実施により整備した敷地又は造成した宅地(以下この条及び次条において「整備敷地等」という。)については、当該整備敷地等の譲渡の対価又は地代に関する事項、当該整備敷地等において建設すべき建築物(賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等にあっては、当該整備敷地等に建設すべき賃貸住宅。以下この条において同じ。)に関する事項その他の国土交通省令で定める事項に関する計画(以下この条において「譲渡等計画」という。)を定め、次に掲げる条件を備えた者に譲渡し、又は賃貸しなければならない。

ただし、機構がその事務若しくは事業(第十一条第一項第九号に規定する住宅又は施設の建設に係るものを除く。)の用に供するため必要がある場合又は土地提供者等、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者その他の国土交通省令で定める者に譲渡し、若しくは賃貸する場合は、この限りでない。

二 前号に規定する建築物の建設に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分な者であること。

三 整備敷地等の譲渡の対価又は地代の支払能力がある者であること。

力がある者であること。

2 機構は、前項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸しようとするときは、国土交

通省令で定めるところにより、公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考しなければならない。ただし、いったん公募したにもかかわらず、同項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかつた場合に限り、することができる

ものとする。

第三節 特定公共施設工事

(特定公共施設工事の施行)

第十八条 機構は、第十一条第一項第七号の業務又は公共の用に供する施設の整備に係る同条第二項第一号若しくは第二号の業務を行つ場合には、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成(市街地再開発事業又は土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、その種類に応じて国土交通省令で定める規模以上のものに限る。)と併せて整備されるべき次の各号に掲げる

公共の用に供する施設(以下「特定公共施設」という。)に係る当該各号に定める工事(以下「特定公共施設工事」という。)であるときは、当該特定公共施設の管理者(管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。)の同意を得て、その管理者に代わって当該特定公共施設工事を施工することができる。

一 第十一条第一項第二号から第五号まで、第

九号口若しくは二又は第十号の業務(同項第

三号又は第四号の業務にあっては、市街地再

開発事業又は土地区画整理事業に係るものに

限る。)の実施により機構が建設した事務所、

店舗等の用に供する施設の管理に関する業務

二 機構が管理する建築物の敷地若しくは宅地又は賃貸住宅に係る環境の維持又は改善に

する業務

三 整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るための建築物で政令で定めるものの建設又は管理に関する業

務

2 前項第三号に掲げる業務を行う事業に対す

る投資は、当該整備敷地等について

河川(同法第百条第一項に規定する準用河川

(第二十一条において単に「準用河川」とい

う。)を含む。)同法による河川工事

一級河川(指定区間内のものを除く。)以外の

河川(同法第百条第一項に規定する準用河川

(第二十一条において単に「準用河川」とい

う。)を含む。)同法による河川工事

二 機構は、前項の規定により特定公共施設工事を施工する場合には、政令で定めるところによ

り、特定公共施設の管理者に代わってその権限の一部を行うものとする。

3 特定公共施設(河川を除く。)の管理者が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、当該管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 機構は、第一項の規定により特定公共施設工事を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

5 機構は、第一項の規定による特定公共施設工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(機構の意見の聴取)

第十九条 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意をした特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聽かなければならぬ。

一 道路法第十条の路線の廃止又は変更

二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更

三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更又は廃止

四 下水道法第四条第一項の公共下水道の事業

五 下水道法第二十七条第一項の公示事項の変更

六 河川法第五条第六項(同法第百条において準用する場合を含む。)の指定の変更又は廃止

(特定公共施設工事の廃止等)

七 第十条 機構は、特定公共施設の管理者の同意を得た場合でなければ、特定公共施設工事を廃止してはならない。

八 第十八条第五項の規定は、機構が特定公共施設工事を廃止したときは、

当該特定公共施設工事に要した費用の負担につ

いては、機構と特定公共施設の管理者が協議し

て定めるものとする。

2 前項本文の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかつた場合に限り、することができる

4 前項の協議が成立しないときは、機構又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。

5 前項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第三項の規定の適用については、機構と当該特定公共施設の管理者との協議が成立したものとみなす。

(特定公共施設及びその用に供する土地の権利の帰属)

第二十一条 第十八条第五項の規定による特定公共施設工事の完了の公告のあった特定公共施設及びその用に供する土地について機構が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定公共施設の管理者(当該特定公共施設が河川(準用河川を除く)である場合には、国)に帰属するものとする。

(費用の負担又は補助)

第二十二条 機構が第十八条の規定により特定公共施設工事を施行する場合には、その施行に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、特定公共施設の管理者が自ら当該特定公共施設工事を施行するものとみなす。

2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管理者(管理者が地方公共団体の長である場合には、その長の統轄する地方公共団体。第四項において同じ。)に対し交付すべき負担金又は補助金は、機構に交付するものとする。

3 前項の場合には、機構は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七百七十九号)の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

4 第一項の特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除了した額を機構に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の協議が成立しないときは、機構又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。

5 前項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第三項の規定の適用については、機構と当該特定公共施設の管理者との協議が成立したものとみなす。

(特定公共施設及びその用に供する土地の権利の帰属)

第二十二条 第十八条第五項の規定による特定公共施設工事の完了の公告のあった特定公共施設及びその用に供する土地について機構が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定公共施設の管理者(当該特定公共施設が河川(準用河川を除く)である場合には、国)に帰属するものとする。

(審査請求)

第二十三条 機構が第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わってした処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百八十九号)による審査請求をすることができる。ただし、他の法令により不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。

(道路法等の適用)

第二十四条 第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わってその権限を行う機構は、道路法第八章、都市公園法第四章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。

第四節 賃貸住宅の管理等

(家賃の決定)

第二十五条 機構は、賃貸住宅(公営住宅の事業主体その他の住宅を賃貸する事業を行う者に譲渡し、又は賃貸するものを除く。以下この条において同じ。)に新たに入居する者の家賃の額においては、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めなければならない。

2 機構は、賃貸住宅の家賃の額を変更しようとする場合には、近傍同種の住宅の家賃の額、変更前の家賃の額、経済事情の変動等を総合的に勘案して定めなければならない。この場合において、変更後の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額を上回らないように定めなければならない。

3 前項の近傍同種の住宅の家賃の算定方法

(賃貸住宅の建替えの実施等)

第二十六条 機構は、次に掲げる要件に該当する場合には、賃貸住宅の建替えをすることができる。

1 除却する賃貸住宅の大部分が政令で定める耐用年限の二分の一を経過していること又はその大部分につき賃貸住宅としての機能が災害その他の理由により相当程度低下していること。

2 第十一条第一項第一号に規定する賃貸住宅を新たに建設する必要があること又は賃貸住宅の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して当該地域に良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅を十分確保する必要があること。

(賃貸住宅への入居)

2 機構は、賃貸住宅の建替えに関する計画について第十四条第六項の規定による意見聴取に基づき関係地方公共団体から申出があつた場合においては、公営住宅又は社会福祉施設(社会福祉法(昭和十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。)その他の居住者の共同の福祉のため必要な施設の整備を促進するため、賃貸住宅の建替えに併せて、当該賃貸住宅の建替えに支障のない範囲内で、土地の譲渡その他の必要な措置を講じなければならない。

(仮住居の提供)

3 前項の近傍同種の住宅の家賃の算定方法

4 機構は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められた場合における場合又は賃貸住宅に災害その他特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免することができる。

4 前項の旨を申し出たものを、当該賃貸住宅に入居させなければならない。

2 機構は、前項の期間を定めたときは、当該從前居住者に対する、これを通知しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による申出をした者に對して、相当の猶予期間を置いてその者が新たに建設された賃貸住宅に入居すべき期間を定め、その期間内に当該賃貸住宅に入居すべき旨を通知しなければならない。

4 機構は、正当な理由がないのに前項の通知に係る入居すべき期間内に当該賃貸住宅に入居しなかつた者については、第一項の規定にかかるらず、当該賃貸住宅に入居させないことができること。

(公営住宅への入居)

第二十九条 機構は、賃貸住宅の建替えに併せて公営住宅が整備される場合において、従前居住者で公営住宅法第二十三条各号(同条に規定する老人等にあつては、同条第一号及び第三号)に掲げる条件を具備する者が当該公営住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするよう特別の配慮をしなければならない。

2 前項の場合において、当該公営住宅の事業主体は、機構が行う措置に協力するよう努めなければならない。

(説明会の開催等)

第三十条 機構は、賃貸住宅の建替えに關し、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の協力が得られるよう努めなければならない。

2 移転料の支払

3 第二十八条 機構は、従前居住者が賃貸住宅の建替えに伴い住居を移転した場合においては、当該従前居住者に対する、通常必要な移転料を支払わなければならぬ。

(建替えに係る家賃の特例)
第三十二条 機構は、従前居住者を、賃貸住宅の建替えにより新たに建設した賃貸住宅又は機構が管理する他の賃貸住宅に入居させる場合において、新たに入居する賃貸住宅の家賃が従前の賃貸住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該人居者の居住の安定を図るために必要なと認めるとときは、第二十五条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該入居者の家賃を減額することができる。

第四章 財務及び会計
(利益及び損失の処理の特例等)
第三十三条 機構における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てられる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

2 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 機構は、前項に規定する積立金の額に相当

する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び都市再生債券)

第三十四条 機構は、第十一条第一号及び第二号に規定を除く。並びに第二項第一号及び第二号に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は都市再生債券(以下この章において「債券」といいう。)を発行することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)
第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令について、政令で定めるところにより、機構を國

第三十六条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)
第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令について、政令で定めるところにより、機構を國

入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(国家公務員宿舎法の適用除外)
第三十六条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

(償還計画)

第三十七条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

(協議)

第三十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第十七条第一項、第三十四条第一項若しくは第五项又は前条第一項の認可をしようとするとき。

二 第三十三条第二項の承認をしようとするとき。

一 國土交通大臣は、第二十条第四項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣と協議しなければならない。

(附則)

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、第三十八条並びに附則第三条、第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

(施設の設立)

第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかるわらず、この法律の施行の時に成立する。

2 機構は、通則法第十六条の規定にかかるわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(他の法令の準用)
第三十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

(地域公団の権利及び義務の承継等)
第三条 機構の成立の時において現に地域振興整備公団(以下「地域公団」という。)が有する権利及び義務であつて次に掲げる業務(以下「旧地方都市開発整備等業務」という。)に係るものは、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承

認組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)
第四十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

一 又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

一 この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

一 この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

官報(号外)

継計画書において定めるところに従い、その時において機構が承継する。

一 附則第十六条の規定による改正前の地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「旧地域公団法」という。)第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務(旧地公団法第十九条第一項第一号ハに掲げる業務のうち同項第三号の規定による工場用地の造成と併せて行われるもの)を除く。)

二 一次に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)

イ 附則第六十条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第四十二条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務

ロ 附則第六十四条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 機構の成立の際に現に地域公団が有する旧地方都市開発整備等業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

5 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧地方都市開発整備等出資金額(政府から地域公団に対し出資されている出資金に相当する額)のうち、旧地方都市開発整備等業務に充てるべきものとして出資されたものとみなすものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し附則第十三条第二項に規定するその他の業務(以下この項及び次条において「都市再生業務」という。)に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資産の価額から当該旧地方都市開発整備等業務に係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資金額の合計額を差し引いた額は、都市再生業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

7 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 地域公団は、第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継した時に、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政 府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

10 国土交通大臣は、第五項の認可をしようとするとき、又は前項の額を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

11 地域公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度の旧地方都市開発整備等業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等について、機構が從前の例により行うものとする。この場合において、当該決算元結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。

定める基準に従って作成し、国土交通大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧地方都市開発整備等出資金額(政府から地域公団に対し出資されている出資金に相当する額)のうち、旧地方都市開発整備等業務に充てるべきものとして出資されたものとみなすものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し附則第十三条第二項に規定するその他の業務(以下この項及び次条において「都市再生業務」という。)に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資産の価額から当該旧地方都市開発整備等業務に係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資金額の合計額を差し引いた額は、都市再生業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

7 第一項の規定により機構が都市公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び地方公共団体から都市公団に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたもの(政府からの出資に係るものにあっては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額)をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いて、当該決算元結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。

8 前項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときに、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政 府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

9 都市公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等について、機構が從前の例により行うものとする。この場合において、当該決算元結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。

10 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときに、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政 府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

11 地域公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度の旧地方都市開発整備等業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等について、機構が從前の例により行うものとする。この場合において、当該決算元結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。

機構の成立の際に現に地域公団が有する旧地方都市開発整備等業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。	前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。	前項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときに、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政 府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。
3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。	4 機構の成立の際に現に地域公団が有する旧地方都市開発整備等業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。	5 前項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときに、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政 府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。
4 機構の成立の時ににおいて現に地域公団が発行している債券に係る債務のうち第一項の規定により機構が承継するものの範囲は、国土交通大臣が経済産業大臣と協議して定める。	5 第一項の規定により現に地域公団が発行している債券に係る債務のうち第一項の規定により機構が承継するものの範囲は、国土交通大臣が経済産業大臣と協議して定める。	6 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧地方都市開発整備等出資金額(政府から地域公団に対し出資されている出資金に相当する額)のうち、旧地方都市開発整備等業務に充てるべきものとして出資されたものとみなすものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し附則第十三条第二項に規定するその他の業務(以下この項及び次条において「都市再生業務」という。)に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資産の価額から当該旧地方都市開発整備等業務に係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資金額の合計額を差し引いた額は、都市再生業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。
5 第一項の規定により現に地域公団が発行している債券に係る債務のうち第一項の規定により機構が承継するものの範囲は、国土交通大臣が経済産業大臣と協議して定める。	6 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧地方都市開発整備等出資金額(政府から地域公団に対し出資されている出資金に相当する額)のうち、旧地方都市開発整備等業務に充てるべきものとして出資されたものとみなすものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し附則第十三条第二項に規定するその他の業務(以下この項及び次条において「都市再生業務」という。)に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資産の価額から当該旧地方都市開発整備等業務に係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資金額の合計額を差し引いた額は、都市再生業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。	7 第一項の規定により機構が都市公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び地方公共団体から都市公団に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたもの(政府からの出資に係るものにあっては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額)をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いて、当該決算元結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。
6 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧地方都市開発整備等出資金額(政府から地域公団に対し出資されている出資金に相当する額)のうち、旧地方都市開発整備等業務に充てるべきものとして出資されたものとみなすものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し附則第十三条第二項に規定するその他の業務(以下この項及び次条において「都市再生業務」という。)に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資産の価額から当該旧地方都市開発整備等業務に係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資金額の合計額を差し引いた額は、都市再生業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。	7 第一項の規定により機構が都市公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び地方公共団体から都市公団に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたもの(政府からの出資に係るものにあっては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額)をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いて、当該決算元結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。	8 前項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときに、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政 府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。
8 前項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときに、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政 府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。	9 地域公団は、第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継した時に、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政 府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。	10 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときに、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政 府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。
9 地域公団は、第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継した時に、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政 府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。	10 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときに、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政 府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。	11 地域公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度の旧地方都市開発整備等業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等について、機構が從前の例により行うものとする。この場合において、当該決算元結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。

大都市基盤整備債券等(旧都市公団法第五十五条第一項の都市基盤整備債券、同条第二項の都市基盤整備公団宅地債券及び旧都市公団法附則第十三条第一項の特別住宅債券並びに旧都市公団法附則第六条第一項の規定により都市公団が

住宅・都市整備公団から承継した旧都市公団法附則第十七条による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧住宅・都市整備公団法」という。)第五十五条第一項の住宅・都市整備債券及び同条第二項の特別住宅債券をいう。以下この項において同じ。)の利息並びに発行した都市基盤整備債券等に係る債券発行費及び債券発行差金償却(以下この項において「利息等」という。)で平成十三年度及び平成十四年度に支払ったもの又は償却したもの(平成十二年度に管理を開始した賃貸住宅の建設のために借り入れた借入金及び発行した都市基盤整備債券等の利息等で平成十二年度以前に支払ったもの又は償却したものを含む。)に相当する金額のうち、政府が負担することが適当であるものとして政令で定める金額を交付するものとする。

2 地域振興整備債券の債権者は、機構又は地域

公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による

一般の先取特権に次ぐものとする。

第七条 附則第三条第一項又は第四条第一項の規定により機構が承継する次の各号に掲げる長期借入金又は債券に係る債務について政府がした

当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

一 旧地域公団法第二十六条第一項の長期借入金及び地域振興整備債券 旧地域公団法第二十六条の一の規定による保証契約

二 旧都市公団法第五十五条第一項の長期借入金及び都市基盤整備債券 旧都市公団法第五十六条の規定による保証契約

三 旧都市公団法附則第七条第一項の長期借入金及び住宅・都市整備債券 同項の規定により従前の条件により存続するものとされた保証契約

第十一条 附則第三条第一項及び第四条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができる。

(役員に関する特例)

第十二条 次条第一項に規定する業務及び附則第十三条第一項に規定する鉄道業務が完了するまでの間に限り、第六条第二項に定めるもののか、機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(業務の特例)

第十三条 機構は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、次の業務(同条に規定する業務に該当するものを除く。)を行うことができる。

一 旧地域公団法第十九条の四第一項の規定により事業実施基本計画について国土交通大臣の認可を受けた業務(旧地域公団法第十九条第一項第一号の業務に該当するものに限る。)を行うこと。

二 旧都市公団法第二十八条第一項に規定する業務のうち、この法律の施行前に開始されたもの(当該業務の実施のためにその用地を取得したものを含み、同項第六号の業務及びこれと併せて行う業務にあっては、国土交通大臣が指定するものに限る。)及びこれと併せて

二 旧都市公団法第五十五条第一項の規定により都市基盤整備公団が発行した一定の都市基盤整備公団宅地債券 旧都市公団法第二十四条第二項

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

四 旧都市公団法附則第十条第一項に規定する業務を行うこと。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行ふ場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第十一条第一項」と、第十一

六条第一項中「宅地(」とあるのは「宅地(地域公団又は都市公団が整備した敷地又は造成した宅地を含む。)」と、第十七条第一項第号中「又は」、「に限る。」とあるのは「に限る。」又は附則第十二条第一項第一号とあるのは、若しくは第十号」と、「に限る。」とあるのは「に限る。」又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十一条第一項第一号から第四号まで若しくは第十九号の業務(同項第二号又は第三号の業務にあつては、土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係るものに限る。)と、「機構」とあるのは「機構又は都市公団」と、第十八条第一項中「又は公共の用に供する施設の整備」とあるのは「若しくは公共の用に供する施設の整備」と、

二 旧都市公団法第五十五条第二項第一号の規定により行う旧都市公団が整備した敷地又は造成した宅地(附則第四条第一項の規定により都市公団から承継したものと同一のものを含む。)を譲渡する場合における譲受人の選定については、次の各号に掲げる債券を引き受けた者(その相続人を含む。)であつて、当該住宅又は宅地の譲受けの申込みの際現にその一定割合以上を所有しているものに對し、当該各号に定める規定による特別の定めの例により、特別の取扱いをするものとする。

一 旧住宅・都市整備公団法第五十五条第二項又は旧都市公団法附則第十三条第一項の一定の特別住宅債券 旧住宅・都市整備公団法第三十条第一項

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)
第六条 附則第三条第一項の規定により機構が地域公団の義務を承継したときは、当該承継の時において発行されているすべての旧地域公団法第二十六条第一項の地域振興整備債券に係る債務については、機構及び地域公団が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、国が保有している当該地域振興整備債券に係る債務について、国が弁済の請求をする場合にあっては、この限り

3 機構は、旧都市公団法第二十八条第一項第一号の規定による土地区画整理事業の施行のためにこの法律の施行前に取得した用地について、第一項第二号の業務(第十一条に規定する業務に該当するもの、造成した宅地の管理及び譲渡に関するもの並びに土地区画整理事業の施行に係るものを除く。)を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならぬ。

5 国土交通大臣は、第三項の認可の申請があつたときは、同項の計画に係る業務を行つことが同項の用地を早期に譲渡するために必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

6 前二項の規定は、第三項の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

第十三条 機構は、当分の間、第十一条及び前条第一項に規定する業務のほか、旧都市公団法附則第十一条第一項に規定する鉄道業務(以下この条及び次条において「鉄道業務」という。)を行うことができる。

2 前項の規定により機構が鉄道業務を行つ場合には、機構の経理については、鉄道業務とその他の業務(以下この条において「都市再生業務」という。)に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場

合においては、国土交通大臣は、当該鉄道業務について鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十ニ号)第三条第一項、第十六条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の処分をしようとするとときは、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

4 第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場合は、第三十三条第一項中「機構における」とあるのは「機構の都市再生業務に係る勘定における」とあるのは「機構の都市再生業務に係る勘定における」と、同条第二項中「前項の規定により読み替えた通則法第四十四条第二項又は第二项」とあるのは「通則法第四十四条第一項又は第二項(前項の規定により読み替えた場合を含む。)」と、「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十三条第一項」と、第三十四条第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十一条第一項」とあるのは「第十一条及び附則第十三条第一項」とあるのは「第十一条及び附則第十四条第一項」とする。

5 機構は、鉄道業務を終えた場合において、その際鉄道業務に係る勘定に属する資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより、国庫及び地方公共団体(その出資金を鉄道業務に充てるべきものとして出資したものに限る。以下この条において同じ。)に納付しなければならない。

6 機構は、前項の規定により国庫及び地方公共団体(その出資金を鉄道業務に充てるべきものとして出資したものに限る。以下この条において同じ。)に納付しなければならない。

第十五条 機構は、当分の間、国土交通大臣の認可を受けて、自ら造成した宅地(附則第四条第一項の規定により都市公団から承継したものを含み、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者に譲渡するものその他国土交通省令で定めるものに限る。)を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、都市再生機構宅地債券を発行することができる。この場合における第三十六条の規定の適用については、同条第一項中「及び債券」とあるのは、「債券及び都市再生機構宅地債券」とする。

2 附則第八条第一号に係る部分を除く。及び第九条の規定は、前項の規定により機構が発行する都市再生機構宅地債券について準用する。

7 前項の規定による鉄道業務に係る勘定の廃止の時において、附則第四条第七項の規定により政府及び地方公共団体から機構に対し鉄道業務に充てるべきものとして出資されたものとされた額については、機構に対する政府及び地方公共団体からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

第十六条 地域振興整備公団法の一部を次のように改正する。

(地域振興整備公団法の一部改正)

第十七条 第二十二条第一項及び第二十二条第二項中「第二十二条の二」を「第二十二条」に改める。

第一条中「人口及び」及び「地域社会の中心となる都市の開発整備及び特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備に必要な業務並びに」を削る。

第二条第一項及び第二項中「国土交通大臣及び」を削る。

第九条第五項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第十条第一項及び第二項中「国土交通大臣及び」「一に」を「いざれかに」に改め、同条第二項中「一に」を削る。

第十二条第一項中「国土交通大臣及び」「一に」を削る。

第十三条及び第十四条たゞ書中「国土交通大臣及び」を削る。

第十九条第一項中第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第一号中「宅地」を「工場用地」に改め、同項第一号中「前地債券を発行することができる。この場合における第三十六条の規定の適用については、同条第一項中「及び債券」とあるのは、「債券及び都市再生機構宅地債券」とする。

2 附則第八条第一号に係る部分を除く。及び第九条の規定は、前項の規定により機構が発行する都市再生機構宅地債券について準用する。

3 第二十二条第一項及び第二項中「国土交通大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第四項を削る。

第十九条の二を削る。

第十九条の三第一項中「第十九条第一項第一号、第三号及び第四号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十九条の一とする。

第十九条の四を削る。

第十九条の五中「主務大臣」を「経済産業大臣」に、「宅地」を「工場用地」に改め、同条を第十九条の三とする。

第二十条第一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に、「工場用地」を「経済産業大臣」に改め、同条を第十九条の三とする。

第二十一条第一項第一号を「第十九条第一項第一号」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に、「主務省令」を「経済産業省令」に改め、同条を第十九条の三とする。

省令に、「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第二十二条第一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項中「主務省令」を「経済産業省令」に改め、同条を第十九条の三とする。

第二十三条第一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「主務省令」を「経済産業省令」に改め、同条を第十九条の三とする。

第二十四条第一項中「国土交通大臣及び」を削る。

第二十五条第一項中「(工業再配置業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額)」を「(うち政令で定める基準により計算した額)」に改め、同条第三項中「(工業再配置業務に係る勘定において)」を削る。

第二十六条第一項、第二項ただし書き及び第六項、第二十六条の三、第二十七条第一号並びに

第二十八条中「国土交通大臣及び」を削る。

第二十九条(見出しを含む。)中「国土交通省令」を「経済産業省令」に改め、同号を同条第二項中「主務大臣」に改め、同条第三十一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第三十二項の二及び第三十三項の三を削る。

第三十条及び第三十一条第一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同号を同条第二項中「主務大臣」に改め、同条第三十二項の二及び第三十三項の三を削る。

第三十二条中「国土交通大臣及び経済産業大臣又は主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第一号中「第十九条の五」を「第十九条の三」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「の主務省令」を削り、「国土交通省令・経済産業省令」を「経済産業省令」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十三条中「の主務省令」を削り、「国土交通省令・経済産業省令」を「経済産業省令」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第十九条の五」を「第十九条の三」に改める。

第三十五条第一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「主務省令」を「経済産業省令」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第三号を次のように改める。

第九条 削除
附則第十一條中「、第三十二条の二第一項第一号及び」を削り、「国土交通大臣及び」を削り、「国土交通省令・経済産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第三十六条中「(工業再配

置業務及び附則第十條第一項から第三項までの業務」とを削る。

(地域振興整備公団法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行前に旧地域公団法(第

三十号中「工業再配

置業務」とあるのは「工業再配

置業務及び附則第十條第一項から第三項までの業務」とを削る。

(都市基盤整備公団法の廃止)
第十八条 都市基盤整備公団法は、廃止する。

(都市基盤整備公団法の廃止に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行前に旧都市公団法(第十九条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為(旧都市公団法附則第十八条又は第三十五条第一項の規定により旧都市公団法又は旧都市公团法附則第二十九条の規定による改正後の土地区画整理法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなされたものを含む。)は、通則法、この法律又は附則第三十条の規定による改正後の土地区画整理法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第二十条 旧住宅・都市整備公團法附則第六条第一項の規定により解散した宅地開発公團の役員又は職員であつた者に対する旧都市公團法附則第二十条の規定は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧都市公團法附則第二十条第六項中「都市基盤整備公團」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

第二十一条 国は、当分の間、機構に対し、第十一条第一項第七号の公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

第二十二条 機構が第十八条の規定により特定公共施設工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するもの(以下「社会資本整備関連特定工事」という。)を施行する場合においては、当該社会資本整備関連特定工事で社会資本整備関連特定工事で社会資本整備関連特定工事に要する費用についての次に掲げる法律の規定の適用においては、第一号に掲げる法律の規定中「道路管理者である地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、第二号から第六号までに掲げる法律の規定中「地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

第二十三条 一 道路法附則第五項
二 道路法附則第九項及び第十項
三 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)附則第一項、第五項及び第六項
四 都市公園法附則第十項、第十三項及び第十四項
五 下水道法附則第五条第一項、第四項及び第五項

六 河川法附則第五項、第六項及び第九項から第十一項まで

2 前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から道路法附則第五項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、都市公園法附則第十項、下水道法附則第五条第一項又は河川法附則第五項若しくは第六項の規定による無利子貸付金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。

3 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

る貸付金の償還方法は、政令で定める。

(道路法等による国の無利子貸付けの特例等)
第二十二条 機構が第十八条の規定により特定公共施設工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するもの(以下「社会資本整備

公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。」を削る。

第二十七条第一項中「地方公共団体等」を「施行者であった者」に改め、同条第二項中「地方公共団体が」を「施行者であつた者が」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十八条第一項中「地方公共団体等」を「施行者」に改め、同条第三項中「地方公共団体等」を「施行者であった者」に改め、同条第四項中「地方公共団体等」を「施行者又は施行者であつた者」に改める。

第二十九条第一項、第三十条、第三十二条及第百三十三条中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改め、「地方公共団体等」を「施行者又は施行者であつた者」に改める。

第三十四条第一項中「地方公共団体等の長(都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地)」に、「国土交通大臣」を「施行者であつた者の長」に、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改める。

第三十五条第一項及び第三項並びに第三十七条第一項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第三十八条第一項を削り、第一項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に對して認若しくは不承認の処分の差止めを命じ、又は承認若しくは不承認の処分を取り消し、地方公共団体に対しても」を「施行者であつた者」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十九条第一項中「地方公共団体若しくはその長、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団を「施行者若しくはその長又は施行者であつた者」に改める。

た者若しくはその長に改める。

第四十条中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第二項の規定により市町村が處理することとされている事務(都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。)を削る。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一一部改正) 第四十二条 機構が附則第十一条第一項の規定により行う近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(第二条第五項の造成敷地等及び同条第六項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(第四十七条の第三項を除く。)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第二十五条第四項及び第三十九条第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」とする。

この法律の施行前に都市公団が造成した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(第二条第六項の造成工場敷地について同法第三十五条第二項の規定により市町村が處理することとされている事務については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(第三条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」という。)に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正) 第四十三条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「都市基盤整備公団に対し、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)第二十八条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までを「独立行政法人都市再生機構に対し、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二号)第十一条第一項第一号から第五号まで、第七号、第九号及び第十号から第五号までを「独立行政法人都市再生機構に対し、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二号)第十一条第一項第一号から第五号まで、第七号、第九号及び第十号に改め、「業務」の下に「委託に基づき行うものを除く。」)を加え、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二条第一項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第六項又は第八項」を「又は第七項」に改め、「又は第六項」を削り、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同条第九項中「前条第八項」を「前条第七項」に改める。

附則第二項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正) 第四十四条 国は、当分の間、機構に対し、機構が附則第十二条第一項の規定により行う旧地域公団法第十九条第一項第一号に掲げる業務並びに旧都市公団法第二十八条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができることを規定する。この場合において、都市開発資金の貸付け

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正) 第四十五条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「地域振興整備公団に対する貸付け、同条第七項の規定による」を削り、「同条第八項」を「同条第七項」に改める。

第二項の規定により「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「地域振興整備公団に対する貸付けに對する貸付けに関する」とする。

(都市開発資金金融通特別会計法の一部改正) 第四十六条 都市開発資金金融通特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「地域振興整備公団に対する貸付け、同条第七項の規定による」を削り、「同条第八項」を「同条第七項」に改める。

(住宅建築設計画法の一部改正) 第四十七条 住宅建築設計画法(昭和四十一年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正) 第四十八条 流通業務市街地の整備に関する法律(以下「機構」という。)に改める。

第十一条中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「又は独立行政法人都市再生機構」という。に改める。

第二項の規定により「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「地域振興整備公団に対する貸付けに對する貸付けに関する」とする。

第二十六条第一項中「都市基盤整備公団又は

地域振興整備公団」を「機構」に、同条第二項中

「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「又は機構」に改める。

第三十条第一項中「都市基盤整備公団又は地

域振興整備公団」を「機構」に改める。

第四十三条中「、都市基盤整備公団及び地域

振興整備公団」を「及び機構」に改める。

第四十四条第一項中「都市基盤整備公団又は地

域振興整備公団」を「機構」に、「それぞれそれ

らの者」を「機構」に、「又はそれらの者」を「又は

機構」に改める。

第四十八条第一項第一号及び第二号中

「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」

を「機構」に改める。

第四十八条第三項第一項第一号及び第二号中

「都市基盤整備公団等」を「独立行政法

人都市再開発法の一部改正」

第四十八条 都市再開発法の一部を次のように改

正する。

（都市再開発法の一部改正）

第四十八条第三項第一号及び第二号中「都市基盤整備公団等」を「独立行政法

人都市再生機構等」に改める。

第二条の二第五項中「都市基盤整備公団は」を

「独立行政法人都市再生機構は」に改め、同項第

二号中「都市基盤整備公団が行う」を削り、同条

中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項

を第七項とする。

第七条の二第四項中「都市基盤整備公団、地

域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機

構に、「これらの公団又は公社」を「これらの

者」に改める。

（第三節 都市基盤整備公団等）

独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第五十八条第一項中「都市基盤整備公団、地

域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機

構に、「第八項」を「第七項」に、「公社等」を「機

構等」に改め、同条第一項、第三項及び第五項

中「公団等」を「機構等」に改める。

第五十九条第一項中「公団等」を「機構等」に改

め、同条第二項中「、都市基盤整備公団」を

「、独立行政法人都市再生機構」に改め、同条

第三項中「又は市町村」を「市町村又は独立行

政法人都市再生機構」に改める。

第一百一十八条第一項、第一百三十三条第一項並

び第百三十九条の三第一項第一号及び第二号

中「公団等」を「機構等」に改める。

第七十二条第一項中「公団等」を「機構等」に

改める。

「第一条の二第八項」を「第一条の二第七項」に改

める。

第九十九条の三第一項中「、都市基盤整備公

団」を削り、同条第二項中「公団等」を「機構等」

に改める。

第一百六十二条第三項及び第四項中「公団等」を「機

構等」に改める。

第一百一十二条中「第一百二十四条第二項」を「第

二百四十四条第三項」に改める。

第一百八十八条の二第一項第三号及び第一百八十八条

の六第一項中「公団等」を「機構等」に改める。

第一百八十八条の三十第一項中「第一百二十四条第二項」を「第一百二十四条第三項」に改める。

第一百一十二条中「第一百二十四条第二項」を「第

一百二十四条第三項」に改める。

第一百一十二条第一項及び第二項中「公団等」を「機

構等」に改める。

第二百一十二条第一項中「第一百二十四条第二項」を「第

一百二十四条第三項」に改める。

第二百一十二条第一項中「第一百二十四条第二項」を「第

一百二十四条第三項」に改める。

第二百一十二条第一項中「第一百二十四条第二項」を「第

一百二十四条第三項」に改める。

第一百一十六条の見出しを「(是正の要求)」に改

め、同条第一項中「都道府県に」を「都道府県又

は独立行政法人都市再生機構に」に改め、同条

第三項中「又は市町村」を「市町村又は独立行

政法人都市再生機構」に改める。

第一百一十八条第一項、第一百三十三条第一項並

び第百三十九条の三第一項第一号及び第二号

中「公団等」を「機構等」に改める。

「第一百二十四条第三項」に改める。

「第一百二十四条第一項」に「いすれかに」に改

め、同条第一号中「第一百二十四条第一項」を「第

一百二十四条第三項」に改める。

号)附則第十五条规定する都市再生機

構宅地債券に改める。

第五十一条 この法律の施行前に締結された都市

公団を相手方とする旧都市公団法第五十五条第一項

二項に規定する都市基盤整備公団宅地債券の購

入に関する契約は、前条の規定による改正後の

勤労者財産形成促進法第六条第一項第三号に規

定する機構を相手方とする附則第五条第一項

に規定する都市再生機構宅地債券の購入に関する

契約とみなして、同法の規定を適用する。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第五十二条 新都市基盤整備法(昭和四十七年法

律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「公団等」を「機構等」に改

め、同条第三項、第六項及び第七項中「都市基

盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改

める。

第七条の見出し及び同条第一項中「又は承認」

を削る。

第六条中「、都市基盤整備公団又は地域振興

整備公団」を削る。

第七条の見出し及び同条第一項中「又は承認」

を削る。

第五十三条第一項中「、都市基盤整備公団又は

地域振興整備公団」を削る。

第二十二条第一項中「、都市基盤整備公団及

び地域振興整備公団」を削り、同条第二項から

第四項までを削る。

第二十五条第一項中「地方公共團体」を「施行

者」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二

項とする。

第二十六条第一項中「又は前条第二項において

準用する同法第七十七条の三第十一項」を削

る。

第二十七条第一項中「、都市基盤整備公団又は

地域振興整備公団」を削り、同条第三項中

「、第七十二条の六」及び「(同法第七十二条の六

の規定にあつては、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に置かれるものに限る。」を削

第二十八条第一項中「、都市基盤整備公団總裁又は地域振興整備公団總裁及び「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同条第三項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同条第四項を削る。

第三十条第一項及び第三十八条第一項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第三十一条第一項を第一項に準用する。

第三十四条第一項を第一項に準用する。

第三十五条第一項を第一項に準用する。

第三十六条第一項を第一項に準用する。

第三十七条第一項を第一項に準用する。

第三十八条第一項を第一項に準用する。

第三十九条第一項を第一項に準用する。

第四十条第一項を第一項に準用する。

第四十二条第一項を第一項に準用する。

第四十三条第一項を第一項に準用する。

第四十四条第一項を第一項に準用する。

第四十五条第一項を第一項に準用する。

第四十六条第一項を第一項に準用する。

第四十七条第一項を第一項に準用する。

第五十条第一項を第一項に準用する。

第五十一条第一項を第一項に準用する。

第五十二条第一項を第一項に準用する。

第五十三条第一項を第一項に準用する。

第五十四条第一項を第一項に準用する。

第五十五条第一項を第一項に準用する。

第五十六条第一項を第一項に準用する。

第五十七条第一項を第一項に準用する。

第五十八条第一項を第一項に準用する。

第五十九条第一項を第一項に準用する。

第六十条第一項を第一項に準用する。

第六十一条第一項を第一項に準用する。

第六十二条第一項を第一項に準用する。

第六十三条第一項を第一項に準用する。

第六十四条第一項を第一項に準用する。

第六十五条第一項を第一項に準用する。

第六十六条第一項を第一項に準用する。

第六十七条第一項を第一項に準用する。

第六十八条第一項を第一項に準用する。

第六十九条第一項を第一項に準用する。

第七十条第一項を第一項に準用する。

第七十一条第一項を第一項に準用する。

第七十二条第一項を第一項に準用する。

第七十三条第一項を第一項に準用する。

第七十四条第一項を第一項に準用する。

第七十五条第一項を第一項に準用する。

第七十六条第一項を第一項に準用する。

第七十七条第一項を第一項に準用する。

第七十八条第一項を第一項に準用する。

第七十九条第一項を第一項に準用する。

第八十条第一項を第一項に準用する。

第八十一条第一項を第一項に準用する。

第八十二条第一項を第一項に準用する。

第八十三条第一項を第一項に準用する。

第八十四条第一項を第一項に準用する。

第八十五条第一項を第一項に準用する。

第八十六条第一項を第一項に準用する。

第八十七条第一項を第一項に準用する。

第八十八条第一項を第一項に準用する。

第八十九条第一項を第一項に準用する。

第九十条第一項を第一項に準用する。

第九十一条第一項を第一項に準用する。

第九十二条第一項を第一項に準用する。

第九十三条第一項を第一項に準用する。

第九十四条第一項を第一項に準用する。

第九十五条第一項を第一項に準用する。

第九十六条第一項を第一項に準用する。

第九十七条第一項を第一項に準用する。

第九十八条第一項を第一項に準用する。

第九十九条第一項を第一項に準用する。

第一百条第一項を第一項に準用する。

第一百一条第一項を第一項に準用する。

第一百二条第一項を第一項に準用する。

第一百三条第一項を第一項に準用する。

第一百四条第一項を第一項に準用する。

第一百五条第一項を第一項に準用する。

促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第
四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「又は都市基盤整備公
團(第二十一条において「公團」という。)」を削
る。

第二十一条を次のように改める。

第二十二条 削除

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の
一体的推進に関する特別措置法の一部改正)

第五十八条 大都市地域における宅地開発及び鉄
道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成
元年法律第六十一号)の一部を次のように改正

第十三条第一項中「から第五号まで」を削り、
同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三
号とし、第六号を第四号とする。

第十六条第二項中「第一百一十三条」を「第一百二
十三条第一項、第二百二十四条」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の
一体的推進に関する特別措置法の一部改正に伴
う経過措置)

第五十九条 機構が附則第十二条第一項の規定に
より施行する大都市地域における宅地開発及び
鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第十
一条の一体型土地区画整理事業については、前
条の規定による改正前の大都市地域における宅
地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別
措置法の規定は、この法律の施行後も、なおそ
の效力を有する。この場合において、同法第十
三条第一項中「次に掲げるもの」とあるのは「第
一号、第二号、第五号若しくは第六号に掲げる
もの又は当該宅地の所有者である独立行政法人
都市再生機構」と、「第三号から第五号までに掲
げる者」とあるのは「第五号に掲げる者又は独立
行政法人都市再生機構」とする。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の
再配置の促進に関する法律の一部改正)

第六十条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務
施設の再配置の促進に関する法律の一部を次の
ように改正する。

第二十二条第一項中「都市基盤整備公團、地
域振興整備公團」を「独立行政法人都市再生機構(以
下「機構」という。)」に改める。

第二十五条第三項中「都市基盤整備公團又は
地域振興整備公團」を「機構」に改める。

第二十七条第四項中「又は第三条の二又は第三条の
三」に、「第三条の二又は第三条の三」を「又は
第三条の二」に改める。

第二十八条第一項中「、第三条の二又は第三
条の三」を「又は第三条の二」に改め、同条第二
項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を
「、第三条の二又は第三条の三」に、「第三条の
二又は第三条の三」を「又は第三条の二」に改
める。

第四十条第一項を削り、同条第一項中「公團
は、前項の業務」を「地域振興整備公團(以下「公
團」という。)」は、地域振興整備公團法(昭和三十
七年法律第九十五号)以下「公團法」という。(第
十九条第一項及び第二項に規定する業務)に改
め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前
二項の業務のほか、前二項を「前項の業務のほ
か、同項に改め、同項中第一号を削り、第二
号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第
四号中「第一条に規定する整備及び」を削り、同
号を同項第三号とし、同項第五号中「から第三
号まで」を「又は第二号」に、「並びに」を「及び」
に改め、「第一条に規定する整備及び」を削り、
同号を同項第四号とし、同項を同条第二項とす
る。

第四十一条から第四十五条までを次のように
改める。

(公團法の特例)

第四十一条 前条の規定により公團の業務が行
われる場合には、公團法第十九条第二項中
「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び地
方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再
配置の促進に関する法律第四十条第一項の業
務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」
とあるのは「前項に規定する業務又は地方拠
点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置
の促進に関する法律第四十条第二項に規定す
る業務」と、公團法第十九条の二第一項中「前
項第二号の業務及び地方拠点都市地域の整備
及び産業業務施設の再配置の促進に関する法
律第四十条第一項第一号の業務」と、公團法
第二十条第一項中「第十九条第一項第一号の業
務」とあるのは「第十九条第一項第一号の業
務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務
施設の再配置の促進に関する法律第四十条第
一項第二号の業務」と、同条第二項中「第十九
条第一項第一号の業務」とあるのは「第十九条
第一項第一号の業務及び地方拠点都市地域の
整備及び産業業務施設の再配置の促進に關す
る法律第四十条第一項第二号の業務」と、公
團法第三十六条第三号中「第十九条第一項及
び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第
二項並びに地方拠点都市地域の整備及び産業
業務施設の再配置の促進に関する法律第四十
条」とする。

第二条第五号中「、都市基盤整備公團」を削
る。

第六条第三項中「都市基盤整備公團、地域振
興整備公團」を「独立行政法人都市再生機構(以
下「機構」という。)」に改め、同条第五項中「都
市基盤整備公團」、地域振興整備公團」を「機構」に
改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「又は
第三条の二から第三条の四まで」を「、第三条の
二又は第三条の三」に改める。

第二十二条の見出しを「(独立行政法人都市再
生機構の特例)」に改め、同条第一項中「都市
基盤整備公團(以下この条において「公團」とい
う。)は、都市基盤整備公團法(平成十一年法律
第七十六号)を「機構」は、独立行政法人都市再生
機構法(平成十五年法律第
号)に、「公團
法」という。)第二十八条を「機構法」という。)第
二十二条第一項に改め、同条第二項中「公團が、
公團法第二十八条第一項第七号」を「機構が、機
構法第十一条第一項第七号」に、「公團法第三十
七条第一項各号に掲げる」を「機構法第十八条第
一項各号に定める」に、「公團法第三十七条第二
項から第五項まで及び第三十八条から第四十二
条まで」を「機構法第十八条第二項から第五項ま
で及び第十九条から第二十四条まで」に改め、
同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定により機構の業務が行われる場
合には、機構法第三十七条第二項中「第二十
条第四項」とあるのは、「第二十条第四項(被
災市街地復興特別措置法第二十二条第二項後
段において準用する場合を含む。)」とする。
(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の
一部改正)

第六十二条 特定産業集積の活性化に関する臨
時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次
のように改正する。

第十二条を次のように改める。

（公國法の特徴）

第十二条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、**公団法第十九条第二項**中「同

項の業務」とあるのは「同項の業務及び特定產

業集積の活性化に関する臨時措置法(以下「特 定業種賣店活性化法」と云ふ。)第一二三四

定産業集積活性化法」として)第十一条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する

「業務」とあるのは「前項に規定する業務又は特

定産業集積活性化法第十一一条第二項に規定する業務五、公团法第十九条の二第一項中「前

「美和」。公同法第二十九条の「第一項」前条第一項第一号の業務」とあるのは「前条第一

項第一号の業務及び特定産業集積活性化法第
一一三第一項第一号の施行期日、六月三日

十一條第一項第一号の業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項

とあるのは「第十九条第一項及び第二項並び

（密集群街地によるナール防災街区の整備の促進）に特定産業集積活性化法第十一條」とする。

(密集「街坊いれい」を除く街団の整備の促進に関する法律の一部改正)

六十三条 密集市街地における防災街区の整備

の促進に関する法律の一部を次のように改正す
る。

目次中「都市基盤整備公団の業務の特例」を

「独立行政法人都市再生機構の行う業務」に改め

「第三節 都市基盤整備公団の業務の特例」を

第三節 独立行政法人都市再生機構の行う業

第三十一条の見出しを削り、同条第一項中「務」に改める。

「都市基盤整備公団は、都市基盤整備公団法(平

成十一年法律第七十六号」を「独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人へ都厅再三機構法(之)

再生機構は独立行政法人「都市再生機構法(平成十五年法律第号)」に、「公団法」とい

う。)第二十八条を「機構法」という。)第十一条

第一項に「公団法第十八条第三項各号」を

「機構法第十一條第三項各号」に改め、同条第一項を削る。

第四十六条第四項中「第一百一十三条」を「第一百二十三条第一項」に改める。

第四十七条第四項中「第一百一十四条及び」を「第一百一十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律の一部改正)

第六十四条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律の一部の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「、第三条の一又は第三条の三」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項中「公団は、前項の業務」を「地域振興整備公団(以下「公団」という。)は、地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。)第十九条第一項及び第二項に規定する業務」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項の業務のほか、前一項」を「前項の業務のほか、同項」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「市街地の整備改善並びに」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、「市街地の整備改善並びに」を削り、同号を同項第四号とし、同号を同条第二項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

第九条を次のように改める。

の業務」とあるのは、同項の業務及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)第八条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは、「前項の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第二項の業務」と、公団法第十九条の二第一項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは、「前条第一項第二号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号及び第二号の業務」と、公団法第二十条第一項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは、「第十九条第一項第一号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは、「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは、「第十九条第一項第一号の業務」と、公団法第三十三条第一号中「又は第二十六条第一条第一項第一号の業務及び中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務」と、公団法第三十六条规定の三」とあるのは、「若しくは第二十六条の三又は中心市街地整備改善活性化法第八条第三項」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定」とあるのは、「この法律の規定及び中心市街地整備改善活性化法第八条第三項の規定」と、同条第二号中「第十九条第一項及び第二项」とあるのは、「第十九条第一項及び第二项」とあるのは、「第十九条第一項及び第二项」並びに「中心市街地整備改善活性化法第八条第一項及び第二项」とする。

(新事業創出促進法の一部改正)

第六十五条 新事業創出促進法(平成十年法律第一百五十二条)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、「(市街地の形成に必要な住宅の用に供する宅地の造成に附隨して造成される工場用地で公団法第二十四条の二第一号の

主務省令で定めるものに関するものを除く。」を削り、「第四十条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

項の規定により公團の業務が行われる場合は、公團法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び新事業創出促進法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号。以下「なお」)第七条第一項第一号の業務」と、公團法效力を有する旧特定事業集積促進法」といふ。第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十九条第一項及び第二項に規定する業務並びになお効力を有する旧特定事業集積促進法第七条第一項第一号の業務」とする。

(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六十六条 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法(平成十一年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「都市基盤整備公團」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第六十七条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正)

第六十八条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「都市基盤整備公團(以下「公團」)を「独立行政法人都市再生機構(以下「機構」)に改める。

第五十条(見出しを含む)、第五十一条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項中「公團」を「機構」に改める。

第五十三条の見出し中「公團」を「機構」に改め、同条第一項中「公團が」を「機構が」に改め、同条第五号中「都市基盤整備公團法(平成十一年法律第七十六号)第三十三条及び第三十四条」を「独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二十五条)」に改め、同条第一項中「公團」を「機構」に改める。

第五十四条及び第五十六条中「公團」を「機構」に改める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第六十九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一「都市基盤整備公團の項を削る。

(国土交通省設置法の一部改正)

第七十条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げ、第七十五号の二を第七十五号とする。

第三十一条第一項第一号中「第三十八号、第四十号、第四十一号及び第五十三号」を「第三十七号、第三十九号、第四十号及び第五十二号」に改め、同項第二号中「第四十五号、第四十六号、第四十七号(自動車車庫に係るもの)を除く」、第四十八号から第五十一号まで、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号から第六十三号まで、第六十五号から第六十七号まで、第七十号(基準の設定に係るもの)を除く」、第七十一号、第七十二号」を「第四十四号、第四十五号、第四十六号(自動車車庫に係るもの)を除く」、第四十七号から第五十一号まで、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号から第六十三号まで、第六十五号から第六十七号まで、第七十号(基準の設定に係るもの)を除く」、第七十一号、第七十二号」に改める。

(所得税法の一部改正)

第七十二条第一項中「第一条第八項」を「第一条第七項」に改める。

第三十条第一項中「第一条第八項」を「第一条第七項」に改め、同項第一号の表都市基盤整備公團の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第七十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一「第一号の表都市基盤整備公團の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第七十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二「都市基盤整備公團の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第七十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三「都市基盤整備公團の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第七十五条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三「第一号の表都市基盤整備公團の項を削る。

(国土交通省設置法の一部改正)

第七十六条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百零号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げ、第七十五号の二を第七十五号とする。

第三十一条第一項第一号中「第三十八号、第四十号、第四十一号及び第五十三号」を「第三十七号、第三十九号、第四十号及び第五十二号」に改め、同項第二号中「第四十五号、第四十六号、第四十七号(自動車車庫に係るもの)を除く」、第四十八号から第五十一号まで、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号から第六十三号まで、第六十五号から第六十七号まで、第七十号(基準の設定に係るもの)を除く」、第七十一号、第七十二号」を「第四十四号、第四十五号、第四十六号(自動車車庫に係るもの)を除く」、第四十七号から第五十一号まで、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号から第六十三号まで、第六十五号から第六十七号まで、第七十号(基準の設定に係るもの)を除く」、第七十一号、第七十二号」に改め、同項第四号中「第四十五条第七十七号」を「第四条第五十六号」に改め。

第三十五条第一項中「第四十七号」を「第四十六号」に、「第七十三号から第七十五号まで、第七十五号の二」を「第七十二号から第七十四号まで、第七十五号」に改める。

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、都市基盤整備公團を解散し、地域振興整備公團の地方都市開発整備業務部門と統合して、独立行政法人都市再生機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**独立行政法人都市再生機構法案(内閣提出)
に関する報告書**

一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、都市基盤整備公団を解散し、地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門と統合して、独立行政法人都市再生機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、これらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団(以下「都市公団」という。)から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行つことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もつて都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とすること。
- 2 機構は、1の目的を達成するため、主に次の業務を行うこと。
 - (一) 既に市街地を形成している区域において、市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備等を行うこと。
 - (二) 既に市街地を形成している区域において、良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅等の敷地の整備等を行うこと。
 - (三) 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、土地区画整理事業等を行うこと。

構が承継すること。
二 議案の可決理由

本案は、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、都市基盤整備公団を解散し、地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門と統合して、独立行政法人都市再生機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十五年五月十四日

国土交通委員長 河合 正智
衆議院議長 締貫 民輔殿

〔別紙〕

独立行政法人都市再生機構法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成十六年七月一日から施行すること。
- 2 機構の成立の時において現に地域振興整備公団が有する権利及び義務のうち一部の業務に係るものは、国が承継する資産を除き、機構が承継すること。都市公団は、機構の成立の時において解散することとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は機

供給の促進のための制度の拡充等により、国民の住宅セーフティネットの構築に努めること。

三 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、都市基盤整備公団から承継する既存の賃貸住宅団地について、居住者の居住の安定を図ることを政策目標として明確に定め、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通と連携の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。

四 機構は、賃貸住宅の家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう家賃制度や家賃改定ルールに対する十分な配慮に努めること。特に、低所得の高齢者等に対する家賃の減免や建替えに伴う急激な家賃の上昇の抑制については、居住者が安心して住み続けることができるよう十分に配慮すること。

五

五 機構は、老朽化した賃貸住宅の建替えに当たっては、居住者の居住の安定を図るとともに、良好なまちづくりとコミュニティの維持に努めること。また、賃貸住宅の建替えに併せた公営住宅や福祉施設等の整備への協力に努めること。

六 機構は、市街地の整備改善に関する業務の実施に当たっては、地方公共団体及び民間事業者との協力及び役割分担を図るとともに、関係権利者の意思を十分反映するよう努めること。

七 機構は、賃貸住宅事業とその他の事業との区分経理を明確にするとともに、財務内容等の情報公開を積極的に進め、国民にわかりやすい業務運営を行うよう努めること。

八 國土交通省の独立行政法人評価委員会には、機構の賃貸住宅の居住者の意見が参酌されるよう配慮すること。

九 機構の子会社、関連会社等については、整理・合理化を図るとともに、財務内容等に関する情報公開を推進すること。また、機構と子会社、関連会社との契約に当たっては、関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、機構関連業務の業務契約について、競争入札を原則とし、一般の民間企業の業務機会の拡大に努める」と。

十 機構の設立に当たっては、都市基盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門の統合の下で効率的な業務運営を行うことができるよう、組織等を定めること。機構設立後においても、事務・事業や組織の見直しを行うとともに、経費の削減・支払利息の低減等による一層の経営基盤の強化、経営の合理化に努めること。

十一 機構の理事長その他の役員の選任においては、適切な人材を広く起用するよう十分分配慮すること。

その際、役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、機構及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、政府は、機構の役職員の報酬及び退職手当の水準を、國家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案

右

平成十五年三月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律

(電気事業法の一部改正)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 削除」を「第六章 送配電等業務支援機関(第九十三条第一項第九十九条の四)」に改める。

第二条 第一項第七号中「者が一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して」を「者が」に改め、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号の次に次の二号を加える。

十四条 接続供給 特定規模電気事業を営む他の者から受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所(特定電気事業者が次条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところにより、特定電気事業を開始した供給地点(第十八条及び第二十五条において「事業開始地点」という。)を除く。)において、当該他の者に対する電気の量の変動に応じて、当該他の者に対して、電気を供給することをいう。

十五 記載 送配電等業務支援機関(第九十三条第一項中「変更」とあるのは「設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的」と、

第一条第一項中「振替供給若しくは第二十四条の四第一項に規定する接続供給」を「託送供給」に改める。

第四条第一項第一号中「氏名及び住所」を「氏名」に改める。

第九条第一項中「を変更」を「について経済産業省令で定める重要な変更」を改め、同項ただし書きを削り、同条第二項中「前項ただし書きの経済産業省令で定める変更」を「同項第四号の事項の変更(前項に規定するものを除く。)」に改め、同条に次の三項を加える。

第三 第一項の規定による届出をした電気事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をし、同項第十三号の次に次の二号を加える。

第四 経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした電気事業者の電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第五 経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした電気事業者の電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした電気事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

第六 第一項の規定による届出をした特定規模電気事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る電線路を介して特定規模電気事業を行つてはならない。

第七 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

第八 第一項の規定による届出をした特定規模電気事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る電線路を介して特定規模電気事業を行つてはならない。

第九 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電線路を介して特定規模電気事業を行ふことがその届出に係る供給場所を供給区域に含む一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮

同条第四項中「の内容」とあるのは「に係る設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的」とすること(次項において「設備の譲渡し等」という。)と、同条第五項中「の内容」とあるのは「に係る設備の譲渡し等」と読み替えるものとする。

第十六条の三 特定規模電気事業者は、自らが維持し、及び運用する電線路を介して特定規模電気事業を行おうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その電線路ごとに、その電線路及びその電線路を介して電気を供給する場所(以下この条において「供給場所」という。)に関する事項であつて経済産業省令で定めるものを経済産業大臣に届け出なければならない。

第十七条の三 特定規模電気事業者(以下この条において「特定規模電気事業者」という。)は、前項の規定による届出に係る供給場所を供給区域に含む一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第十八条の三 特定規模電気事業者は、前項の規定による届出に係る供給場所を供給区域に含む一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第十九条の三 特定規模電気事業者は、前項の規定による届出に係る供給場所を供給区域に含む一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

することができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電線路を介して特定規模電気事業を行うことにより前項に規定する一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日(次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合には、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電線路を介して特定規模電気事業を行うことにより第四項に規定する一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認められる相当の理由があるときは、二十日の範囲において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 特定規模電気事業者は、第一項の規定による届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「電線路を介して特定規模電気事業を行つて下「事業開始地点」という。」を「事業開始地点」により、特定電気事業を開始した供給地點(以下「事業開始地点」という。)とすること。

はならない」とあるのは「変更をしてはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「電線路を介して特定規模電気事業を行うこと」とあるのは「変

更」と読み替えるものとする。

第十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の

一項を加える。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書に経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 供給の相手方の氏名又は名称及び住所

三 供給する場所

四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

第十七條に次の二項を加える。

4 第一項の許可を受けた者は、第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る電気を供給する事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 第一項又は第八条第一項の許可を受けたところにより、特定電気事業を開始した供給地點(以下「事業開始地点」という。)を「事業開始地点」

に改める。

第二十条の見出しを「(一般電気事業者の供給約款等の公表義務)」に改める。

二十四条の三及び二十四条の四を次のよう

は約款により電気の供給を受ける者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 一般電気事業者及び第一項の規定による届出に係る託送供給約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

7 一般電気事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

8 一般電気事業者は、振替供給の契約を締結する場合において、経済産業大臣が承認したときは、この限りでない。

9 一般電気事業者は、第一項の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

(卸電気事業者の振替供給)

第二十四条の四 卸電気事業者は、振替供給

(一般電気事業の用に供するための電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。以トこの条及び第二十四条の七において同じ。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、

10 経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その維持し、及び運用する電線路の状況からみて振替供給を行うことが想定されない場合は、経済産業大臣に届け出なければならない。

いものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした料金その他の供給条件を変更しようとする場合に準用する。

3 卸電気事業者(第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条及び第二十四条の七において同じ)は、第一項本文(前項において准用する場合を含む。)の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により振替供給を行つてはならない。

4 経済産業大臣は、第一項本文第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該卸電気事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができるものとしている。

5 経済産業大臣は、卸電気事業者が正当な理由なく振替供給を拒んだときは、その卸電気事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。

第二十四条の四の次に次の三条を加える。

(一般電気事業者の託送供給等の業務に関する会計整理等)

第二十四条の五 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務

その他の変電、送電及び配電に係る業務に関する会計を整理しなければならない。

2 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の整理の結果を公表しなければならない。

(一般電気事業者の託送供給に伴う禁止行為等)

第二十四条の六 一般電気事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者(次号において「電気供給事業者」という。)及び電気の使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その託送供給の業務について、特定の電気供給事業者に対する料金その他の供給条件による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対する不当な差別的取扱いを

するものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

6 経済産業大臣は、卸電気事業者が正当な理由なく振替供給を拒んだときは、その卸電気

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般電気事業者に對し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

第二十四条の七 前一条の規定は、卸電気事業者に準用する。この場合において、「これらの規定中「託送供給」とあるのは「振替供給」と、第二十四条の五第一項中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と読み替えるものとする。(準用)

第二十四条の八 前一条の規定は、卸電気事業者に準用する。この場合において、「これらの規定中「託送供給」とあるのは「振替供給」と、第二十四条の五第一項中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と読み替えるものとする。

第二十五条の見出しを「(一般電気事業者の供給区域外の供給)」に改める。

第二十六条の見出しを「(会計の整理等)」に改め、同条中「次条」を「次項、第三十五条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二十七条の見出しを「(送配電等業務支援機関)

第九十三条 経済産業大臣は、送配電等業務

(一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この章において同じ。)

2 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二十八条の見出しを「(送配電等業務支援機関)

第五十八条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する業務の区分との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五十九条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十一条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十二条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十三条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十四条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十五条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十六条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十七条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十八条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十九条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七十条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七十一条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七十二条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七十三条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七十四条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七十五条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七十六条第一項中「(特定規模電気事業者を定する業務の区分)との収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 第九十九条の四の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 支援機関は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の一週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務)

第九十四条 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 送配電等業務の実施に関する基本的な指針を策定すること。

二 送配電等業務の円滑な実施を確保するため必要な電気事業者に対する指導、勧告そ

の他の業務を行うこと。

三 送配電等業務についての電気事業者からの苦情の処理を行うこと。

四 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、送配電等業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

(支援業務規程)

第九十五条 支援機関は、支援業務に関する規程(以下この章において「支援業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを变更しようとするととも、同様とする。

2 支援業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした支援業務規程が支援業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その支援業務規程を変更すべきことを命ずることができ

(事業計画等)

第九十六条 支援機関は、毎事業年度、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、経済産業大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援機関は、毎事業年度、支援業務を行つてはならない。

(業務)

第九十七条 支援機関は、次に掲げる業務を行つてはならない。

一 送配電等業務の実施に関する基本的な指針を策定すること。

二 送配電等業務の円滑な実施を確保するため必要な電気事業者に対する指導、勧告そ

業年度経過後三月以内に、経済産業大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第九十七条 支援機関は、経済産業省令で定めることにより、支援業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(支援業務の休廃止等)

第九十八条 支援機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣が前項の規定により支援業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

(秘密保持義務)

第九十九条 支援機関の役員及び職員並びにこれらの中の職にあつた者は、支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(帳簿の記載)

第九十九条の二 支援機関は、帳簿を備え、支援業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(監督命令)

第九十九条の三 経済産業大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援機関に対し、支援業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(指定の取消し等)

第九十九条の四 経済産業大臣は、支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて支援業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九十三条第一項第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。

二 第九十三条第一項第六号に該当するに至ったとき。

三 第九十三条第二項、第九十五条第一項、第九十六条、第九十七条、第九十八条第一項又は第九十九条の二の規定に違反したとき。

四 第九十五条第一項の認可を受けた支援業務規程によりらないで支援業務を行つたとき。

五 第九十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第九十三条第一項の指定を受けたとき。

七 第一百六条第六項中「又は指定試験機関」を「、指定試験機関又は支援機関」に改める。

八 第百七条第七項中「指定試験機関」の下に「若しくは支援機関」を加える。

二第一項」を、「第五十七条の二第一項又は第九十三条第一項」に改め、同条第二号中「又は第九十二条の二」を、「第九十二条の二又は第九十三条第一項」に改め、同条第三号中「含む。」の下に「又は第九十九条の四」を、「試験事務」の下に

をした者をいう。

第九条第一項中「を変更」を「について経済産業省令で定める重要な変更を」に改め、同項ただし書を削り、同項第二項中「前項ただし書の経済産業省令で定める変更」を「同項第四号の事項の変更(前項に規定するものを除く。)」に改め、同條に次の三項を加える。

3 第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般ガス事業者の一般ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般ガス事業者の一般ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした一般ガス事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

第六条第一項中「事由」を「理由」に改め、「何人に対しても」を削り、「における」の下に「一般の需要に応ずる」を加える。

第十七条第一項中「について」の下に「経済産業省令で定めるところにより、」を加え、同條第一項第三号及び第五項第一号中「額及び」を削る。

第二十条中「により、」の下に「その供給区域に

おける」を加える。

第二十一条中「(以下「熱量等」という。)」を削り、「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第二十二条を削る。

第二十二条の二の見出しを削り、同條第一項中「経済産業大臣が指定する一般ガス事業者(以下「指定一般ガス事業者」という。)は、接続供給

(大口ガス事業の用に供するためのガスに係るものに限る。以下この条において同じ。)」を「一般ガス事業者は、託送供給」に、「接続供給約款」を「託送供給約款」を、「経済産業省令で定めるところにより、」に次のだし書を加える。

ただし、託送供給の申込みを受ける見込みの他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第二十二条の二第五項中「指定一般ガス事業者が」を「一般ガス事業者が」に、「接続供給」を

「託送供給」に、「指定一般ガス事業者に」を「その一般ガス事業者に」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項中「指定一般ガス事業者は、第一項本

文に、「接続供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中、「託送供給」に、「接続供給約款」を付し、同條の次に次四条を加える。

第二十二条の二 承認一般ガス事業者は、託送供給を行おうとするときは、託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 承認一般ガス事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件によるのでなければ託送供給を行つてはならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その届出をした承認一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変

更すべきことを命ずることができる。

一 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

二 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により供給を受けようとする

者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により供給を受けようとする

者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

四 経済産業大臣は、第一項の規定による届出をした承認一般ガス事業者が正当な理由なく当該届出に係る託送供給を拒んだときは、そ

の承認一般ガス事業者に対し、託送供給を行ふべきことを命ずることができる。

5 経済産業大臣は、託送供給に関して、承認一般ガス事業者と当該承認一般ガス事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができる、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるとき

は、当該承認一般ガス事業者及び当該承認一般ガス事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

6 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認一般ガス事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

(託送供給等の業務に関する会計整理等)

第二十二条の三 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務及びこれに関連する業務に関する会計整理を

しなければならない。

2 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の整理の結果を公表しなければならない。

(託送供給に伴う禁止行為等)

第一十二条の四 一般ガス事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者(次号において「ガス供給事業者」という。)及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その託送供給の業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 その託送供給の業務について、特定のガス供給事業者による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することは、前項に規定する

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定導管が他の一般ガス事業者の供給区域において設置されるものであるときは、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その特定導管をガス導管事業の用に供してはならない。

4 経済産業大臣は、前項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供する前項に規定する

5 経渀産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する他の一般ガス事業者の供給区域内に規定する他の一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 絏済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する他の一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

7 一般ガス事業者は、第一項の規定による届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「特定導管をガス導管事業の用に供してはならない」とあるのは「変更をしてはならない」。

9 ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「特定導管をガス導管事業の用に供すること」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

10 第二十三条の前の見出しを削り、同条第一項中「経済産業大臣の許可を受けなければ」を「供給の相手方その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければ」に改め、同条第二項中「前項の許可の申請」を「第一項の規定による届出に係る大口供給」に改め、「(第二条号)を削り、「でなければ、前項の許可をしてはならない」を「は、前項に規定する期間を短縮することができる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

11 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後で

は、三十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

12 一般ガス事業者は、第一項の規定による届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出を受理した日から三十日(次

項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

13 絏済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が前項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした者に對し、その届出を受理した日から三十日(次

項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

14 絏済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が前項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした者に對し、その届出を受理した日から三十日(次

項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

15 絏済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

16 第二十四条を次のように改める。

17 第二十四条 一般ガス事業者は、その供給区域において、ガスの使用者(第二条以外の地域において、ガスの使用者(第二条

第七項の経済産業省令で定める密接な関係を有する者に限る。)に対して導管によりガスを供給しようとするときは、その供給の相手方との関係を記載した書類を添えて、その旨を

18 経済産業大臣に届け出なければならない。

19 第二十五条の二を削り、第二十五条の三を第二十五条の二とし、第二十五条の四を第二十五

- 第一項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。
- 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

第四章 ガス導管事業

(ガス導管事業の届出)

第三十七条の七の一 一般ガス事業者以外の者は、ガス導管事業を営もうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人についてはその代表者の氏名

二 ガス導管事業の用に供する特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力

三 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

四 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定導管が一般ガス事業者の供給区域において設置されるものであるときは、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その特定導管をガス導管事業の用に供してはならない。

五 経済産業大臣は、前項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することが前項に規定する一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができる。

六 経渌産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがある

ものは「変更」と読み替えるものとする。

9 ガス導管事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(ガス導管事業者による大口供給)

第三十七条の七の三 ガス導管事業者は、大口供給を行おうとするとき(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除く)は、供給の相手方その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が同項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 ガス導管事業者は、第一項の規定による届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第一項から第六項までの規定は、前項の届出(第一項第一号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る)に準用する。この場合において、第三項中「特定導管をガス導管事業の用に供することは、同項に規定する期間を短縮することができる。

9 ガス導管事業者は、第一項の規定による届出に供してはならない」とあるのは「変更をしてはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「特定導管をガス導管事業の用に供すること」とある

しないと認めるときは、その届出をした者に對し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

(ガス導管事業者による一般ガス事業者の供給区域における供給)

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

7 ガス導管事業者は、第一項の規定による届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第一項から第六項までの規定は、前項の届出(第一項第一号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る)に準用する。この場合において、第三項中「特定導管をガス導管事業の用に供することは、同項に規定する期間を短縮することができる」とあるのは「変更をしてはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「特定導管をガス導管事業の用に供すること」とある

9 ガス導管事業者は、第一項の規定による届出に供してはならない」とあるのは「変更をしてはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「特定導管をガス導管事業の用に供すること」とある

5 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがある

6 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがある

7 ガス導管事業者は、第一項の規定による届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第一項から第六項までの規定は、前項の届出(第一項第一号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る)に準用する。この場合において、第三項中「特定導管をガス導管事業の用に供することは、同項に規定する期間を短縮することができる」とあるのは「変更をしてはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「特定導管をガス導管事業の用に供すること」とある

9 ガス導管事業者は、第一項の規定による届出に供してはならない」とあるのは「変更をしてはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「特定導管をガス導管事業の用に供すること」とある

の規定は、ガス導管事業者に準用する。この場合において、第十一條第二項中「承継した相続人」とあるのは「承継した者」と、第二十一条中「熱量、圧力及び燃焼性」とあるのは「圧力(大口供給を行う場合にあつては、熱量、圧力及び燃焼性)」と、第二十二條第三項及び第二十二條の二中「承認一般ガス事業者」とあるのは「承認ガス導管事業者」と、第二十二條中「供給する」とあるのは「大口供給をする」と読み替えるものとする。

(電源開発促進法の廃止)

第二條 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条(第五項を除く。)から第五条まで、第九条(第五項を除く。)から第十二条まで、第十五条、第十六条及び第三十九条の規定 公布の日

二 第一条中電気事業法目次の改正規定、第六章の改正規定並びに第一百六条、第一百七条、第一百十二条の二、第一百十七条の三、第一百十七条の四及び第一百九条の二の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第三十八条まで、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条、第五十一条及び第五十五条から第五十七条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において

の規定によつしたものとみなす。

場合において、第十一條第二項中「承継した

相続人」とあるのは「承継した者」と、第二十

一条中「熱量、圧力及び燃焼性」とあるのは

「圧力(大口供給を行う場合にあつては、熱

量、圧力及び燃焼性)」と、第二十二條第三項

及び第二十二條の二中「承認一般ガス事業者」とあるのは「承認ガス導管事業者」と、第二十二條中「供給する」とあるのは「大口供給をする」と読み替えるものとする。

(電源開発促進法の廃止)

第二條 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)は、廃止する。

三 第二條の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二條から第十四条まで、第十四條、第四十七条、第四十九条、第五十条(第二條第十一項を第二條第十三項に改める部分に限る。)、第五十二条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行前に第一条の規定による

改正前の電気事業法以下「電気事業法」とい

う。第九条第一項の規定によりした届出に係る

変更については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に行われている申請に

係る旧電気事業法第十七条第一項の規定による許可については、なお従前の例による。

第三條 この法律の公布の際現に旧電気事業法第

三条第一項の許可を受けている一般電気事業者

は、平成十七年一月四日までに、経済産業省令で定めるところにより、第一条の規定による改

正後の電気事業法(以下「新電気事業法」とい

う。第二十四条の三第一項に規定する託送供給

約款を定め、経済産業省令で定めるところによ

り、経済産業大臣に届け出なければならない。

これを変更しようとするとき(次項において準

用する同条第三項の規定による命令があつたと

きに限る。)も、同様とする。

2 新電気事業法第二十四条の三第三項の規定

は、前項の規定による届出に係る託送供給約款

について準用する。

3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした託送供給約款を公表

て政令で定める日

に改める部分に限る。)、第五十二条及び第五

十三条の規定 平成十六年四月一日

4 第二條の規定による届出をした託送供給約款

は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとする。

5 第二條の規定による届出をした託送供給約款

は、新電気事業法第二十四条の三第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

第四條 前条第二項において準用する新電気事業法第二十四条の三第三項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本項の罰金刑を科する。

4 第二條の規定による改正後のガス事業法第三条の許可を受けている一般ガス事業者は、平成十六年三月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、第二條の規定による改正後のガス事業法(以下「新ガス事業法」という。)第二十二条第一項に規定する託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、附則第十一條の規定により経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 新ガス事業法第二十二条第四項の規定は、前項の規定による届出に係る託送供給約款について準用する。この場合において、同項中「命ずることができる」とあるのは、「命ずることができる」と読み替えるべき。この場合において、一般ガス事業者は、

運営なく、その変更の内容を経済産業大臣に届

しなければならない。

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二條の規定の施行前に一般ガス事業者

又は同条の規定による改正前のガス事業法(以

下「旧ガス事業法」という。)第三十七条の十一第

一項に規定する卸供給事業者が旧ガス事業法第

二十四条の三第一項の規定による命令に違

反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本項の罰金刑を科する。

4 第二條の規定の施行前に旧ガス事業法第九条第一項第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定によりした届出に係る変更については、なお従前の例による。

5 第二條の規定の施行前に旧ガス事業法第九条第一項第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定によりした届出に係る変更については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の日前に旧電気事業法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新電気事業法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新電気事業法又はこれに基づく命令の相当

の規定によつしたものとみなす。

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二條の規定の施行前に一般ガス事業者

又は同条の規定による改正前のガス事業法(以

下「旧ガス事業法」という。)第三十七条の十一第

一項に規定する卸供給事業者が旧ガス事業法第

二十四条の三第一項の規定による命令に違

反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本項の罰金刑を科する。

4 第二條の規定の施行前に旧ガス事業法第九条第一項第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定によりした届出に係る変更については、なお従前の例による。

5 第二條の規定の施行前に旧ガス事業法第九条第一項第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定によりした届出に係る変更については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の日前に旧電気事業法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新電気事業法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新電気事業法又はこれに基づく命令の相当

け出なければならない」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした託送供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、第二条の規定の施行の日にその効力を生ずるものとする。

5 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定によることする。

6 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定によることする。

7 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、三百万円以下の罰金に処する。

8 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

9 第一項の規定に違反して公表しなかつた者

10 第一項の規定による届出をしたときには、行為に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

11 第二条 新ガス事業法第二十二条第一項ただし書(第三十七条の八において準用する場合を含む。)の規定による承認及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、第二条の規定の施行前においても行うことができる。

12 第二条 新ガス事業法第二条第五項の規定によることする。

り新たにガス導管事業となる事業を営んでいる一般ガス事業者は、第二条の規定の施行の日から六十日間は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定にかかるわらず、当該事業を引き続き営むことができる。

2 前項に規定する一般ガス事業者は、第二条の規定の施行の日から六十日以内に、経済産業省令で定めるところにより、ガス導管事業の用に供している特定導管(新ガス事業法第二条第五項の経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する導管をいう。以下同じ。)の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 新ガス事業法第二十二条の五第二項の規定は、前項の届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

4 第二条の規定の施行の日前に旧ガス事業法第三十七条の七の二第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

5 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

6 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

7 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

8 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

9 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

10 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

11 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

12 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力

3 新ガス事業法第三十七条の七の二第二項の規定は、前項の届出に準用する。

4 第二項の規定によりされた届出は、新ガス事業法第三十七条の七の二第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

5 第二条の規定の施行の日前に旧ガス事業法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新ガス事業法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新ガス事業法又はこれに基づく命令の相当の規定によってしたものとみなす。

6 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

7 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

8 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

9 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

10 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

11 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

第一項の規定は、適用しない。

第十七条 第三条の規定の施行前に電源会社が発行した債券及び利札については、旧電促法第二十五条の規定は、第三条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項に規定する債券又は利札を失った者に交付するためには第三条の規定の施行後に電源会社が発行する債券又は利札については、旧電促法第二十五条及び第二十七条第二項の規定は、第三条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 新ガス事業法第三十七条の七の二第二項の規定は、前項の届出に準用する。

4 第二項の規定によりされた届出は、新ガス事業法第三十七条の七の二第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

5 第二条の規定の施行の日前に旧ガス事業法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新ガス事業法又はこれに基づく命令の相当の規定によってしたものとみなす。

6 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

7 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

8 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

9 第二条の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

けている料金その他の供給条件については、この法律の施行の時において、新電気事業法第二十四条の四第一項の規定による届出がなされたものとみなす。財務大臣の株式の取得、管理及び売却を行う者(電源会社の株式の取得、管理及び売却を行なう者の指定)
第二十一条 財務大臣及び経済産業大臣は、附則第二十二条第一項に規定する事業を営むことを目的として設立された株式会社であって、次の各号に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、電源会社の株式の取得、管理及び売却を行なう者として指定することができる。
一 附則第二十二条第一項に規定する事業を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。 二 日本政策投資銀行のみがその株主となつてゐる者であること。
三 定款に附則第二十二条第一項に規定する事業の完了により解散する旨の定めがある者であること。
2 財務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による指定(以下単に「指定」という)をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定会社」という)の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。
3 指定会社は、その商号又は本店の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。
4 財務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示する。
しなければならない。(政府の出資)
第二十一条 政府は、産業投資特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に所属する電源会社の株式を出資の目的として指定会社に出資することができる。
2 前項の規定により出資の目的とする電源会社の株式の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
4 指定会社は、第一項の規定による出資に係る新株を発行する場合のほか、新株を発行してはならない。ただし、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けて日本政策投資銀行に対し新株を発行する場合は、この限りでない。
5 指定会社は、政令で定める日までに、第二項の規定により取得した株式の全部を売却しないければならない。第三項の規定により株式を取得した場合における当該株式についても同様とする。
6 第一項の規定により指定会社が営む事業は、前項の政令で定める日(その日前に第四項の規定による届出があったときは、その届出の日)に完了したものとする。
第一十三条 指定会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第二十七条 指定会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第二十八条 指定会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を財務大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。(財務諸表)
第二十九条 指定会社は、附則第二十二条第一項に規定する事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定会社に対し、業務に関し監督上必要な命令を

することができる。
(報告及び検査)

第三十条 財務大臣及び経済産業大臣は、附則第二十三条から第三十六条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、指定会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指

定会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定の取消し)

第三十一条 財務大臣及び経済産業大臣は、指定会社が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 附則第二十二条第一項に規定する事業を適正に営むことができないと認めるとき。

二 附則第二十条から第二十二条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条及び前条の規定に違反したとき。

三 附則第二十九条の規定による命令に違反したとき。

2 指定会社が附則第二十条第一項第三号の定款の定めにより解散したときは、指定は取り消されるとみなす。

3 財務大臣及び経済産業大臣は、第一項の規定により指定を取り消したとき、又は前項の規定により指定が取り消されたものとみなされたと

きは、その旨を官報で公示しなければならない。
(指定を取り消した場合における措置)

第三十二条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合における当該取消しに係る指定会社の権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

2 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、財務大臣及び経済産業大臣が、政令で定めるところにより、附則第二十条第一項に規定する事業に係る財産の管理その他の業務を行うものとする。

(罰則)
第三十三条 指定会社の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

八 附則第二十九条の規定による命令に違反したとき。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の特例)

八 附則第二十九条第一項の規定により政府が石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の特例

第三十五条 附則第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の

役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の役員は、一百万円以下の過料に処する。
一 附則第二十二条第四項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 附則第二十二条第一項及び第三項の規定に違反して、電源会社の株式を取得したとき。

三 附則第二十二条第五項の規定に違反して、株式の全部を売却しなかつたとき。

四 附則第二十四条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

五 附則第二十五条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

六 附則第二十六条の規定に違反して、株式を担保に供したとき。

七 附則第二十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 附則第二十九条の規定による命令に違反したとき。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の特例)

八 附則第二十九条第一項の規定により政府が石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の特例

第三十七条 附則第二十九条第一項の規定により掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)

第三十八条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)
第四十条 政府は、この法律(附則第一号第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)

第四十一条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表中第一号を削り、第二号を第一号とし、

第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

(高圧ガス保安法等の一部改正)

第四十二条 次に掲げる法律の規定中「第一条第三項第十四号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三条第一項第六号

二 電気工事士法(昭和三十五年法律第二百九号)第一條第一項

三 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四条)第二十八条第一項

四 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第二百三十八条)第二十三条第二項の表第三号

五 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第十二条第三項

六 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十二条第一項

七 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十六条第一項

八 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号の二を削り、同条第十七号の三を同条第十七号の二とする。

第十七条第一項第三号トを削り、同号チ中「トまで」を「へまで」に改め、同号チを同号トとする。

(道路法の一部改正)

第四十四条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号の二を削り、同条第十七号の三を同条第十七号の二とする。

第十七条第一項第三号トを削り、同号チ中「トまで」を「へまで」に改め、同号チを同号トとする。

(災害対策基本法の一部改正)

第四十八条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り

る。

第三十六条第一項中「第二条第六項に規定す

る大口ガス事業の用に供するものを除く」を「第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第四十五条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第四十九条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二条第八項」を「第二条第十項」に、「許可を受けて」を「届出をして」に改める。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第四十六条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を次のように改める。

(大気汚染防止法等の一部改正)

第五十条 次に掲げる法律の規定中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十六号」に、「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十

七号)第二十七条第二項

二 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十二条第一項

三 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第十八条第一項

四 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五百五号)第三十五条第一項の表

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第五十二条 水源地域対策特別措置法(昭和四十年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一項第三号及び第六十八条の五五八第一項第三号中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め

る。

(災害対策基本法の一部改正)

第四十八条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中第四号を削り、第五号を第四号

とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り

改正する。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)

第五十二条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 財務大臣は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成十五

年法律第七十五号)の一部を改正する。

上げる。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第四十九条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二条第八項」を「第二条第十項」に、「許可を受けて」を「届出をして」に改める。

(大規模地震対策特別措置法及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正)

第五十三条 次に掲げる法律の規定中「又は第三十七条の十で」を「第三十七条の八及び第三十七条の十において」に改める。

一大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第八条第一項第四号

二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十

二号)第八条第一項第四号

三 地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十五年法律第七十五号)の一部を改正する。

第五十四条 電気事業法の一部を改正する法律(平成七年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

一 電気事業法の一部を改正する法律(一部改正)

二 電気事業法の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

三 資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第七十五号)の一部を改正する。

四 第二条第二項中「独立行政法人水資源機構又は電源開発株式会社」を「又は独立行政法人水資源機構」に改める。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)

第五十五条 資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十九号)の一部を次のように改める。

一 附則に次の一項を加える。

二 (電源開発促進法の廃止に伴う経過措置)

第三十二条 財務大臣は、電気事業法及びガス

事業法の一部を改正する等の法律(平成十五

年法律第 号。以下この条において「改正法」という。)附則第二十二条第五項の政令で定める日までの間、新資金法第十条第一項の規定にかかわらず、改正法第三条の規定による廃止前の電源開発促進法により設立された電源開発株式会社(以下この条において「電源会社」という。)が旧資金法第七条第一項第十一号の規定による貸付けの償還期限を繰り上げて償還を行った場合における電源会社の一時的な資金繰りのために必要があると認めるとときは、財政融資資金を電源会社に対する貸付けに運用することができる。

(経済産業省設置法の一部改正)

第五十六条 経済産業省設置法(平成十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

(昭和二十七年法律第二百八十三号)を削る。

(地方税法の一部改正)

第五十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一二十六号中「同条第十七号の三」を「同条第十七号の二」に改める。

官 理 由

最近の電気事業及びガス事業をめぐる状況を踏まえ、すべての一般電気事業者及び一般ガス事業者を託送供給義務の対象とし、託送供給に係る情報の目的外利用の禁止、収支の明確化等の措置を講ずるとともに、特殊法人等の改革を推進するため、電源開発促進法を廃止し、電源開発株式会社を民営化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国における電気・ガス事業制度におけるこれまでの制度改正の経緯等を踏まえつつ、供給システム改革による安定供給の確保等を図り、電気・ガスの供給に関する需要家選択肢の拡大を図るために所要の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電気事業

一般電気事業者は、託送供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者等に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用する等の行為をしてはならないものとし、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるとときは、一般電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができるものとする。

臣は、これらに違反する行為があると認めるとときは、一般電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができるものとする。

2 送配電等業務支援機関

経済産業大臣は、送配電等業務の円滑な実施を支援することを目的として設立された法人であって、送配電等業務の実施に関する基本的な指針の策定等の業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、送配電等業務支援機関として指定することができます。

3 ガス事業法の一部改正

一般ガス事業者は、託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営

む者等に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用する等の行為をしてはならないものとし、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるとときは、一般ガス事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができるものとする。

〔別紙〕

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

臣は、これらに違反する行為があると認めるとときは、一般ガス事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができるものとする。

一般ガス事業者以外の者は、ガス導管事業を営もうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、氏名等並びにガス導管事業の用に供する特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力を経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

一般ガス事業者以外の者は、ガス導管等の両立の観点から、原子力発電を中心的な電源と位置付け、原子力発電の開発・利用を推進するため、優先給電指令制度の整備など電力供給事業の制度改進に努めること。

特に、原子力発電のバックエンド事業については、国の責任を明確化した上で、徹底した情報開示と透明性の高い国民的議論の下で、官民の役割分担の在り方、既存制度との整合性等を整理し、経済的措置等具体的な制度・措置の在り方について早急に検討を行い、平成十六年末までに必要な措置を講ずること。

二 電力・ガス事業の将来の小売自由化範囲の拡大を図るための所要の措置を講ずるものとして妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付すこととに決した。

二 議案の可決理由

本案は、供給システム改革による安定供給の確保等を図り、電気・ガスの需要家選択肢の拡大を図るための所要の措置を講ずるものとして妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

二 電力・ガス事業の将来の小売自由化範囲の拡大については、ユニバーサル・サービスや最終保障の在り方等の観点を踏まえ、今後、十分慎重に検討すること。

三 電力・ガスの安定的かつ効率的供給を確保するため、川上から川下まで一貫した体制で確実に電力・ガスの供給を行う「責任ある供給主体」が必要であることにかんがみ、一般電気事業者制度及び一般ガス事業者制度を存続させるとともに、本法施行後三年経過時に予定される本改

平成十五年五月十四日

衆議院議長 編賀 民輔殿 村田 吉隆

正の検証の際も、当該制度を存続した趣旨を十分尊重すること。

四 鉄電力取引所の整備、託送制度の見直しなど本制度改正の具体的制度設計に当たっては、安定供給と環境適合を大前提に、公正かつ公平なルールに基づく市場環境の整備を行うこと。

また、振替供給料金の廃止に当たっては、送

電線建設等に要するコストの公平・確実な回収、送電費用の負担に関する適切な精算、遠隔地電源立地の抑制の確保に留意して制度設計を行ふとともに、消費者の理解が得られるよう仕組みとすること。

なお、振替供給料金の廃止後の状況の推移を見て、これらについて不具合が生じるような場合には、直ちに振替供給料金の廃止の見直しを含めた振替供給制度の見直しを図ること。

五 送配電等業務支援機関については、いわゆる中立機関として送配電部門の公平性・透明性を確保するための機関であることにかんがみ、基本的な指針の策定等の支援業務の実施に当たっては、公平・透明な運用と安定供給の確保の観点に留意すること。

六 地球環境問題への対応等の観点から、分散型

電源の導入が、地球環境負荷を高める電源に偏ることのないよう配慮するとともに、燃料電池や太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの開発・利用を推進すること。

七 エネルギーセキュリティの確保や地球環境保全等に配慮したベストミックスの観点から、天然ガス利用の拡大を図るとともに、ガス供エネルギー確保のための積極的な資源外交に努めること。

八 電源開発基本計画の廃止に当たっては、電源

立地の停滞や困難化を招来することのないよう、電源開発の円滑化のため引き続き必要となる地元合意形成の促進や関係省庁における許認可の円滑化など、これまで電源開発基本計画が有してきた意義や機能を承継する代替措置を講ずること。

九 電源開発株式会社については、民間会社としての経営基盤を早期に確立して同社を効果的かつ積極的に活用するため、指定会社による財務基盤の強化のための措置を確実に達成するとともに、完全民営化の趣旨にかんがみ、資本、人事の面において一層自主的かつ責任ある経営体制の確立が図られるよう努めること。

官 報 (号外)

平成十五年五月十五日

衆議院会議録第三十号

八〇

明治三十五年二月三十一日
郵便物認可

発行所
二東京一 独善院一〇 立四都港五 行政区八一 行政法人虎ノ門四四五 國立印刷局二五 二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 三四五円) 三三〇円